

# 養父市 公共施設等総合管理計画

平成 28 年 3 月策定  
令和 5 年 11 月改訂  
令和 8 年 3 月改訂

兵庫県養父市

## 目 次

第1章 計画策定の目的等 .....	1
(1) 策定目的 .....	1
(2) 計画の位置付け .....	2
(3) 計画期間 .....	3
(4) 計画対象施設 .....	3
第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し .....	4
1. 公共施設等の現状 .....	4
(1) 公共建築物の現況 .....	4
(2) インフラ資産の状況 .....	6
(3) 有形固定資産減価償却率の推移 .....	9
(4) これまでに行った取組実績 .....	10
2. 人口及び財政の状況 .....	13
(1) 人口推移と将来見通し .....	13
(2) 財政の現況 .....	15
3. 公共施設等の将来更新費用の見通し .....	17
(1) 公共建築物の更新費（従来型：同規模で全て更新する場合） .....	18
(2) 公共建築物の更新費（長寿命化及び集約再編を推進する場合） .....	19
(3) インフラ資産の更新費 .....	20
(4) 公共建築物とインフラ資産の更新費のまとめ .....	23
4. 公共施設等に関する課題 .....	24
(1) 公共施設等の現況と老朽化の進展 .....	24
(2) 人口減少・少子高齢化に伴う需要変化 .....	24
(3) 財政制約と将来負担 .....	24
(4) 施設利用の低下、機能の重複 .....	24
(5) 現状や課題に関する基本認識 .....	25
第3章 公共施設等の管理に関する基本方針 .....	26
(1) 基本方針 .....	26
(2) 数値目標 .....	26
第4章 公共施設等の管理に関する実施方針 .....	28
(1) 点検・診断等の実施方針 .....	28
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針 .....	28
(3) 安全確保の実施方針 .....	28
(4) 耐震化の実施方針 .....	28
(5) 長寿命化の実施方針 .....	29
(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針 .....	29
(7) 脱炭素化の推進方針 .....	29

(8) 統合や廃止の推進方針 .....	29
(9) 民間活力（PPP／PFI）の活用方針 .....	30
(10) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進方針.....	30
第5章 施設類型ごとの管理に関する基本方針 .....	31
1. 公共建築物.....	31
(1) 集会施設 ※p4 図表 2-1 市民文化系施設 .....	31
(2) 市民文化施設 ※p4 図表 2-1 市民文化系施設 .....	31
(3) 博物館等 ※p4 図表 2-1 社会教育系施設 .....	31
(4) スポーツ施設 ※p4 図表 2-1 スポーツ・レクリエーション系施設 .....	32
(5) レクリエーション施設・観光施設 ※p4 図表 2-1 スポーツ・レクリエーション系施設.....	32
(6) 産業系施設 ※p4 図表 2-1 産業系施設 .....	32
(7) 学校施設 ※p4 図表 2-1 学校教育系施設 .....	33
(8) こども園・保育所等 ※p4 図表 2-1 子育て支援施設 .....	33
(9) 保健・福祉施設 ※p4 図表 2-1 保健・福祉施設 .....	33
(10) 庁舎等 ※p4 図表 2-1 行政系施設 .....	33
(11) 消防・防災施設等 ※p4 図表 2-1 行政系施設.....	34
(12) 公営住宅 ※p4 図表 2-1 公営住宅 .....	34
(13) 診療所施設 ※p4 図表 2-1 病院施設 .....	34
(14) その他 ※p4 図表 2-1 その他 .....	34
2. インフラ資産 .....	35
(1) 市道・橋梁 .....	35
(2) 農道・林道 .....	35
(3) 水道施設.....	35
(4) 下水道施設 .....	36
第6章 取組体制の構築とフォローアップ.....	37
(1) 庁内推進体制・役割分担 .....	37
(2) 情報基盤の整備と活用 .....	38
(3) フォローアップの実施方針 .....	39

# 第1章 計画策定の目的等

## (1) 策定目的

養父市（以下「本市」という。）は、平成16年4月に八鹿町、養父町、大屋町、関宮町の4町が合併して誕生しました。これに伴い、旧町ごとに整備されてきた多数の公共建築物やインフラ資産（以下「公共施設等」という。）を引き継ぐこととなりました。

これらの公共施設等は、広い市域に集落が点在する本市の地理的条件もあり、同規模の自治体と比較して保有量が多い状況にあります。また、施設の老朽化に伴い維持管理コストは増加傾向にあり、今後、多くの施設が大規模改修や更新（建替え）の時期を迎えることが見込まれています。しかしながら、厳しい財政状況のもと、すべての施設を従来と同様の規模で維持・更新していくことは困難な状況となっています。

一方で、人口減少や少子高齢化の進行により人口構造が変化し、公共施設等に対する需要も変化しています。このため、個々の施設の役割やサービス提供のあり方を見直すとともに、施設の総量や配置についても工夫していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、本市では、公共施設等の適正な配置と計画的な維持管理を推進するため、平成28年3月に「養父市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

その後、国の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が令和4年4月に見直されたことを踏まえ、令和5年11月に一部改訂を行いました。今般、当初計画の策定から一定期間が経過し、公共施設等を取り巻く状況にも変化が生じていることから、公共施設等の現状を改めて把握するとともに、今後のあり方等について基本的な方向性を示すことを目的に「養父市公共施設等総合管理計画」を全面改訂します。

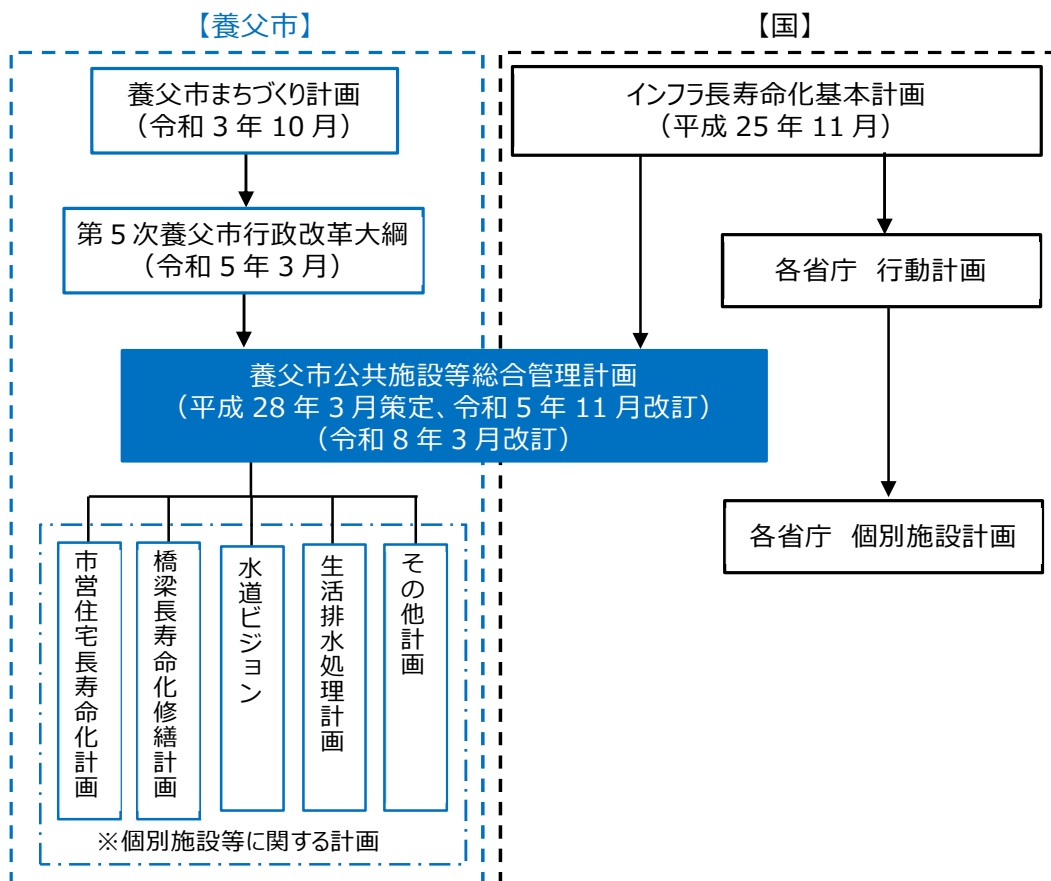
本計画は、施設の再配置や長寿命化などの取組を一層着実に推進し、将来の財政負担の軽減及び平準化を図るとともに、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な方針を定めるものです。

## (2) 計画の位置付け

本計画は、平成 25 年 11 月 29 日に国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づく行動計画にあたるもので、平成 26 年 4 月 22 日（令和 5 年 10 月 10 日改訂）に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を踏まえ、本市が保有する公共施設等の維持管理等のあり方について基本方針を示すものです。

今後、別途定められる公共建築物及びインフラ資産に関する個別施設計画・方針等については、本計画に定める方針に即したものとします。

図表 1-1 計画の位置づけ



### (3) 計画期間

養父市公共施設等総合管理計画は、平成 28 年 3 月に策定し、計画期間を平成 28 年度から令和 37 年度までの 40 年間としています。

本計画は、この全体計画期間のうち、令和 8 年度から令和 37 年度までの 30 年を対象期間とするものです。

なお、社会情勢や人口動向、施設の利用状況等の変化に適切に対応するため、概ね 10 年ごとに計画の検証を行い、必要に応じて見直しを実施します。

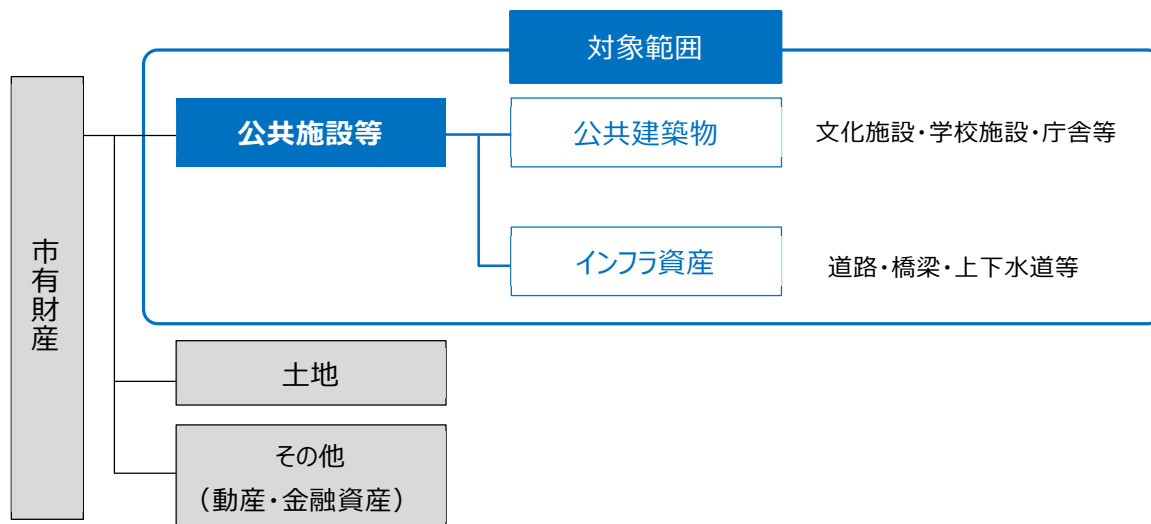
図表 1-2 計画期間

計画期間	平成27年度	令和7年度	令和17年度	令和27年度	令和37年度
養父市公共施設等 総合管理計画 (平成28年3月策定)	全体計画40年間 H28～R37年度				
	第1期 10年間 (終了) H28～R7年度	第2期 10年間 R8～R17年度	第3期 10年間 R18～R27年度	第4期 10年間 R28～R37年度	
	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し

### (4) 計画対象施設

本計画では、本市が所有する文化施設・学校施設・庁舎等の公共建築物のほか、道路・橋梁・上下水道のインフラ資産を含む公共施設等を対象とします。

図表 1-3 計画対象施設



## 第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

### 1. 公共施設等の現況

#### (1) 公共建築物の現況

##### ① 公共建築物

養父市財産台帳（令和7年3月末時点）によると、本市の公共建築物は、319 施設、612 棟、延床面積 240,529 m<sup>2</sup>となっています。

用途別にみると、学校教育系施設が 66,420 m<sup>2</sup>（28%）と最も多く、次いでスポーツ・レクリエーション系施設が 48,067 m<sup>2</sup>（20%）、その他施設が 33,535 m<sup>2</sup>（14%）、公営住宅が 26,970 m<sup>2</sup>（11%）、市民文化系施設が 24,360 m<sup>2</sup>（10%）となっています。

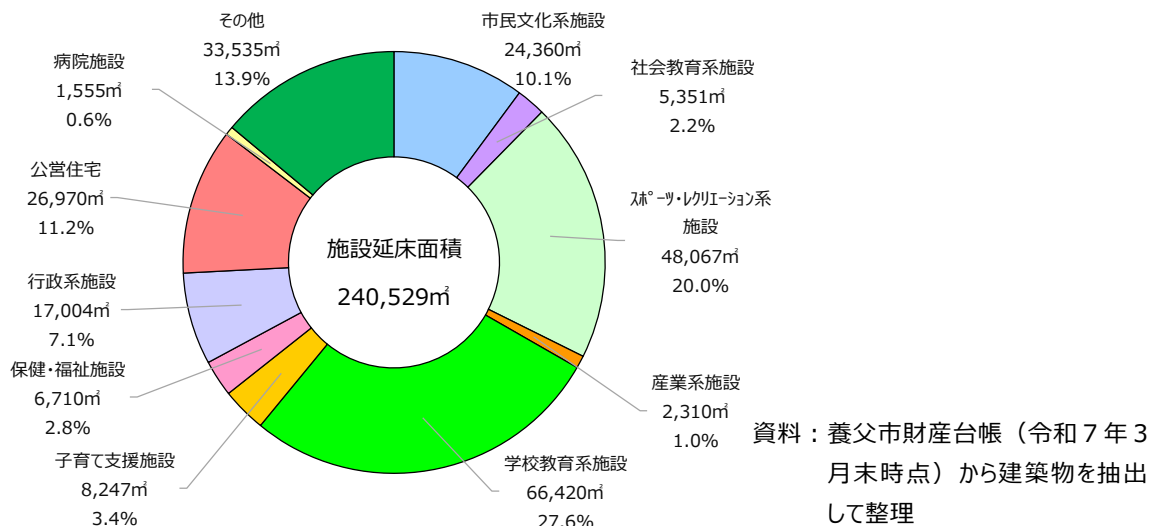
これらの施設で公共建築物全体の約 8 割を占めており、今後の人口減少や施設の利用状況等を踏まえながら、施設配置の適正化を検討していく必要があります。

図表 2-1 公共建築物一覧

分類	施設数	棟数	延床面積	面積構成比 %
市民文化系施設	57	65	24,360 m <sup>2</sup>	10%
社会教育系施設	10	29	5,351 m <sup>2</sup>	2%
スポーツ・レクリエーション系施設	49	147	48,067 m <sup>2</sup>	20%
産業系施設	8	8	2,310 m <sup>2</sup>	1%
学校教育系施設	13	67	66,420 m <sup>2</sup>	28%
子育て支援施設	13	20	8,247 m <sup>2</sup>	3%
保健・福祉施設	9	19	6,710 m <sup>2</sup>	3%
行政系施設	85	100	17,004 m <sup>2</sup>	7%
公営住宅	28	77	26,970 m <sup>2</sup>	11%
病院施設	5	11	1,555 m <sup>2</sup>	1%
その他	42	69	33,535 m <sup>2</sup>	14%
合計	319	612	240,529 m <sup>2</sup>	100%

資料：養父市財産台帳（令和7年3月末時点）から建築物を抽出して整理

図表 2-2 公共建築物の分類別床面積の割合



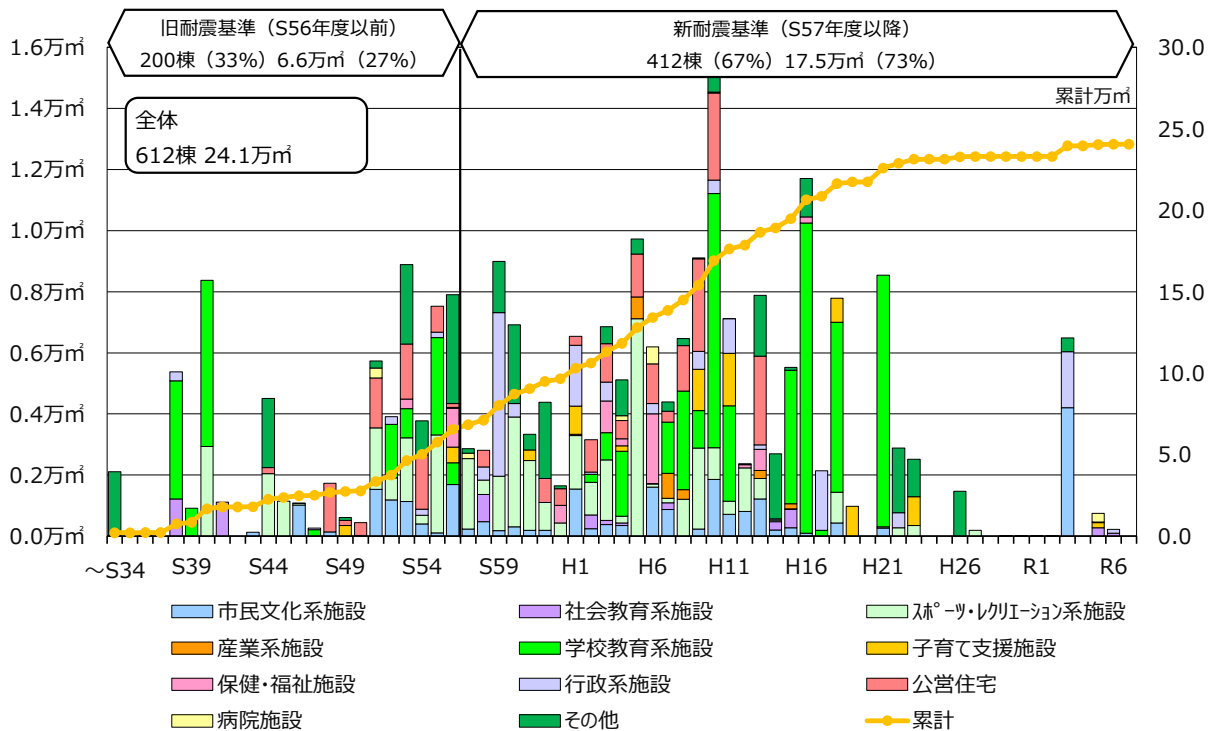
## ②老朽化の状況

本市の公共建築物のうち、旧耐震基準（昭和 56 年度以前）により建設された建築物は 65,642 m<sup>2</sup>（27.3%）であり、新耐震基準（昭和 57 年度以降）の建築物は 174,887 m<sup>2</sup>（72.7%）となっています。

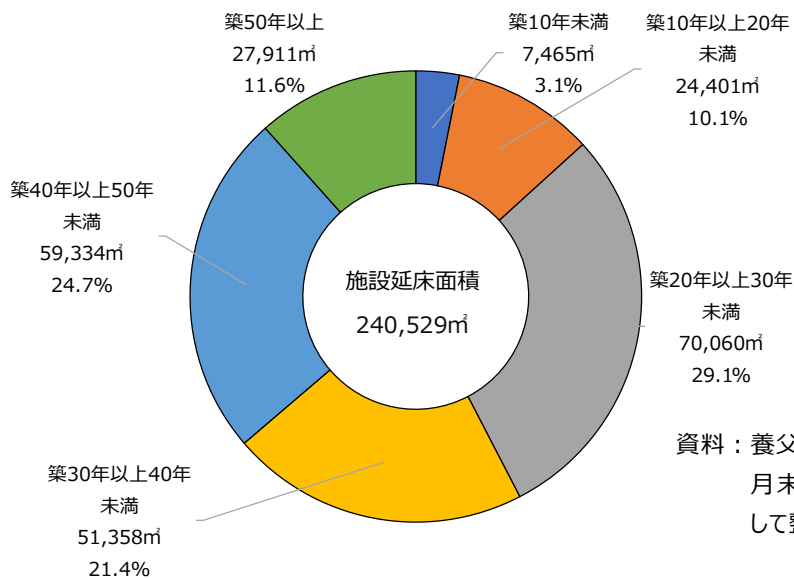
また、建築年度別にみると、築 30 年以上の建築物は 138,603 m<sup>2</sup>（約 57.7%）を占めており、公共建築物の半数以上が老朽化の進行した施設となっています。

一般的に、鉄筋コンクリート造の建築物は建築後 30 年程度で大規模改修、60 年程度で建替えが必要になるとされており、今後、昭和 40 年代後半から昭和 60 年代に整備された施設の大規模改修や建替えに対応するために費用が集中的に発生し、さらなる財政負担の増大が懸念されます。

図表 2-3 公共建築物の整備状況



図表 2-4 公共建築物の経過年数



資料：養父市財産台帳（令和 7 年 3 月末時点）から建築物を抽出して整理

## (2) インフラ資産の状況

### ①道路

本市が管理する道路の総延長は 662.7km となっています。

内訳をみると、市道が 514.9km と全体の約 8 割を占めており、農道は 77.0km、林道は 70.8km となっています。

本市は広い市域に集落が点在する中山間地域であることから、生活道路としての市道に加え、農業や林業の生産活動を支える農道や林道など、多くの道路を管理しています。

今後、舗装の老朽化や道路構造物の劣化が進行することが想定されることから、道路台帳や各種点検結果を活用しながら、「養父市舗装修繕計画」に基づき、計画的な補修や維持管理を実施し、安全性の確保と維持管理コストの平準化を図る必要があります。

図表 2-5 道路延長

種別	実延長 (km)	備考
市道	514.9	R6 年度道路施設現況調査 (道路現況 (総括) 台帳)
農道(幅員 4.0m 以上)	77.0	(R6.8 現在)農道台帳、農道延長総括表
林道	70.8	前計画の掲載値
合計	662.7	

### ②橋梁

本市が管理する橋梁のうち橋長 2m 以上の橋梁は 642 橋であり、このうち市道橋梁は 585 橋、その他橋梁が 57 橋となっており、市道橋梁が全体の 91% を占めています。

本市は山間部を多く含む地形的特性から河川や谷地形を横断する橋梁が多く、道路ネットワークを維持するうえで重要な役割を担っています。

一方で、橋梁は老朽化の進行により補修費用が増加しやすい施設であり、今後、建設後相当年数が経過した橋梁の増加に伴い、維持管理費の増大が懸念されます。

このため、橋梁については定期点検を実施するとともに、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な補修や更新を行い、安全性の確保と維持管理費の縮減を図ります。

図表 2-6 橋梁数

種別	数量	備考
市道 (橋長 2 m 以上)	585 橋	養父市橋梁長寿命化修繕計画 (R6.3)
その他 (橋長 2 m 以上)	57 橋	
合計	642 橋	

### ③水道

本市の水道施設は、市民生活に必要な水を安定的に供給するため、浄水施設や配水施設、管路施設などにより構成されています。

管路延長は 395.3km となっており、その内訳は導水管 14.7km、送水管 51.8km、配水管 328.8km となっています。管路の大部分は配水管が占めており、各地域へ生活用水を供給するための重要な役割を担っています。

また、施設については浄水場が 21 箇所、配水池が 62 箇所整備されています。

本市は広い市域に集落が点在する中山間地域であることから、水道施設も多くの施設や管路によって構成されており、今後、施設や管路の老朽化の進行に伴い、更新や維持管理に係る費用の増加が懸念されます。

水道事業については、「水道ビジョン」及び「水道事業経営戦略」に基づき、施設更新や耐震化を計画的に進めるとともに、広域化・共同化の可能性についても検討します。

図表 2-7 水道施設

種別	数量	備考
管路延長合計	395.3km	R6 年度決算
導水管延長	14.7km	地方公営企業決算状況調査（総務省）
送水管延長	51.8km	
配水管延長	328.8km	
浄水場設置数	21 箇所	
配水池設置数	62 箇所	

#### ④下水道

本市の下水道施設は、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、小規模集合排水処理施設など複数の事業により整備されており、生活環境の改善や公共用水域の水質保全に重要な役割を担っています。

管路延長は合計 321.0km となっており、その内訳は公共下水道 65.0km、特定環境保全公共下水道 133.0km、農業集落排水 95.0km、小規模集合排水 3.0km、コミュニティ・プラント 25.0km となっています。

また、終末処理施設は公共下水処理場 1 箇所、特定環境保全公共下水処理場 8 施設、農業集落排水処理場 10 施設、小規模集合排水処理施設 4 施設、コミュニティ・プラント処理施設 4 施設のほか、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設が整備されており、多くの処理施設によって下水処理を行っています。

本市は中山間地域であり集落が分散していることから、小規模な処理施設が多数整備されていることが特徴となっています。このため、今後は施設の老朽化の進行に伴い、維持管理費や更新費用の増加が懸念されます。

このため、下水道施設については、「生活排水処理計画」及び「下水道事業経営戦略」等に基づき、施設更新や耐震化を計画的に進めるとともに、施設の統廃合や広域化・共同化の可能性についても検討します。

図表 2-8 下水道施設

分類	種別	数量	備考
公共下水道事業	管路延長 処理場数	65.0km 1 箇所	R6 年度決算 地方公営企業決算状況調査（総務省）
特定環境保全公共下水道事業	管路延長 処理場数	133.0km 8 箇所	
農業集落排水事業	管路延長 処理場数	95.0km 10 箇所	
小規模集合排水処理事業	管路延長 処理場数	3.0km 4 箇所	
コミュニティ・プラント事業	管路延長 処理場数	25.0km 4 箇所	養父市下水道事業経営戦略
その他施設 (浄化槽)			特定地域生活排水 個別排水

### (3) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産が法定耐用年数に対してどの程度経過しているかを示す指標であり、資産の老朽化の程度を把握するための代表的な指標です。この数値が高いほど、施設の老朽化が進んでいることを示します。

本市の有形固定資産減価償却率の推移をみると、令和2年度までは増加傾向にあり、類似団体内平均値と比較しても高い水準で推移していました。

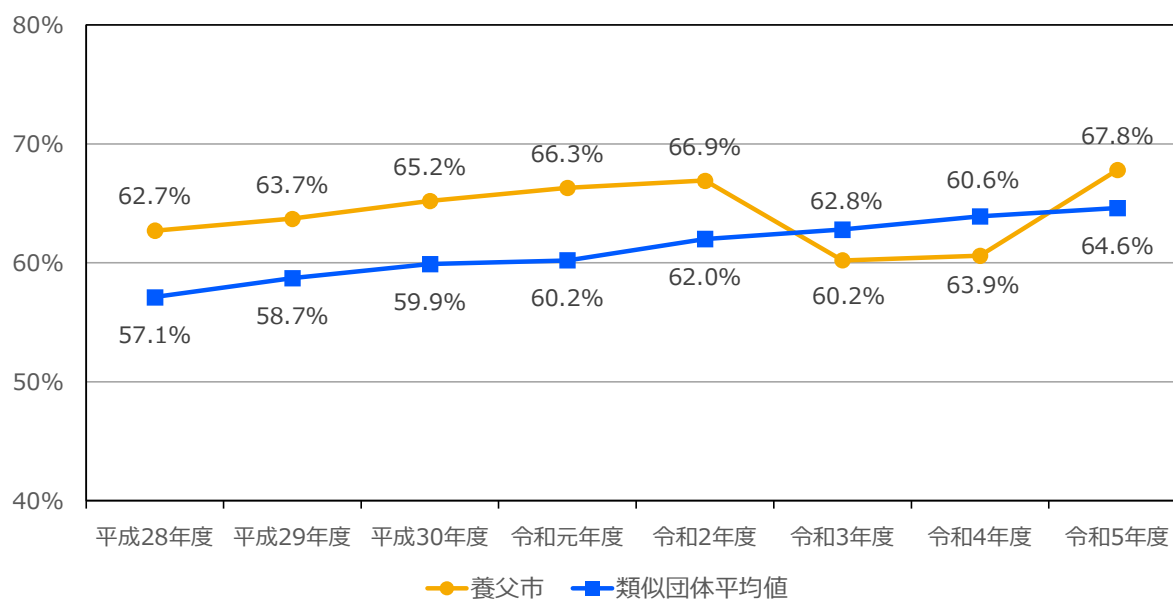
令和3年度及び令和4年度は、新たな施設整備や老朽化施設の除却等により数値が低下し、類似団体内平均値と比較しても低い水準となっています。

一方、令和5年度において、道路橋梁資産の未反映分を計上したことにより、有形固定資産の減価償却率が上昇し全国平均を上回る水準となりました。

なお、有形固定資産減価償却率は、施設の整備時期や資産計上の状況によって変動するため、必ずしも施設の老朽化の程度のみを示すものではありません。このため、個別施設の状態や更新時期等を踏まえながら総合的に判断することが必要です。

今後は、公共施設等の計画的な更新や老朽化施設の整理を進めるとともに、有形固定資産減価償却率の推移を注視しながら、施設の適正な管理と財政負担の平準化を図ります。

図表 2-9 有形固定資産減価償却率の推移



資料：養父市財政状況資料（公会計指標分析・財政指標組合せ分析表）

#### (4) これまでに行った取組実績

本市では、公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化施設の除却や譲渡等を進めるとともに、市民ニーズに応じた市民交流広場の整備や消防車庫の更新を実施し、公共施設の適正配置及び維持管理費の削減に取り組んできました。

平成 28 年度から令和 6 年度までの主な取組として、旧関宮地域局舎をはじめとする行政施設、公営住宅、市民文化系施設、診療所等の老朽化施設について、除却や譲渡等を実施しました。

これらの取組により、公共施設の床面積を約 2 万㎡以上縮減しています。

具体的には、旧関宮地域局舎や八鹿公民館（八鹿文化会館）、関宮山村開発センターなどの公共施設の除却を行うとともに、集会施設や地域施設については、地域団体等へ無償譲渡するなど地域による施設活用を進めています。

また、公営住宅についても、坂ノ谷団地や羽山団地（一部）などの老朽化した住宅の除却を実施し、施設の適正化を進めています。

このような取組により、老朽化施設の整理と公共施設保有量の適正化を進めるとともに、将来の維持管理費や更新費用の抑制を図っています。

今後も、公共施設等の利用状況や老朽化の状況を踏まえながら、施設の統廃合や用途変更、民間活用等を検討し、持続可能な公共施設マネジメントを推進していきます。

図表 2-10 (1) 除却又は譲渡した公共建築物 (H28～R6 年度末時点)

施設名	数量	単位	大分類	異動理由	異動年度
大屋支援工場	6,830	㎡	産業系施設	売却	平成 28 年度
旧関宮高齢者生活活動センター	991	㎡	保健・福祉施設	除却	平成 29 年度
旧西谷診療所	223	㎡	病院施設	除却	平成 29 年度
旧西谷診療所医師住宅	120	㎡	病院施設	除却	平成 29 年度
能座コミュニティセンター	241	㎡	市民文化系施設	無償譲渡	平成 30 年度
コミュニティセンター「宮垣会館」	288	㎡	市民文化系施設	無償譲渡	平成 30 年度
大塚コミュニティセンター	247	㎡	市民文化系施設	無償譲渡	平成 30 年度
コミュニティセンターやぶ	523	㎡	市民文化系施設	無償譲渡	平成 30 年度
口大屋コミュニティセンター「樽見会館」	194	㎡	市民文化系施設	無償譲渡	平成 30 年度
旧なかま荘	716	㎡	その他	除却	平成 30 年度
須西生活改善センター	141	㎡	市民文化系施設	無償譲渡	平成 30 年度
畑農畜産物処理加工施設	403	㎡	産業系施設	無償譲渡	令和元年度
大屋森林技術者住宅	222	㎡	産業系施設	無償譲渡	令和元年度
おうみ集会所「おうみ会館」	133	㎡	市民文化系施設	無償譲渡	令和元年度
夏梅農事集会センター「夏梅会館」	199	㎡	市民文化系施設	無償譲渡	令和元年度
内山農林水産物直売・食材供給施設	159	㎡	産業系施設	無償譲渡	令和元年度
関宮いこいの公園	26	㎡	その他	無償譲渡	令和 2 年度
交流促進センター「ゆら」	234	㎡	市民文化系施設	無償譲渡	令和 2 年度

施設名	数量	単位	大分類	異動理由	異動年度
栗ノ下高齢者交流センター	192	㎡	市民文化系施設	無償譲渡	令和2年度
浅間多目的集会施設	252	㎡	市民文化系施設	無償譲渡	令和2年度
三谷多目的集会センター	291	㎡	市民文化系施設	無償譲渡	令和2年度
おおやコミセン「大屋市場公民館」	282	㎡	市民文化系施設	無償譲渡	令和2年度
上山農林漁家・婦人活動促進センター	100	㎡	市民文化系施設	無償譲渡	令和2年度
関宮地域局（旧 SYT スタジオ）	365	㎡	行政系施設	除却	令和3年度
ふるさとセンター「あけぼの」	203	㎡	市民文化系施設	無償譲渡	令和3年度
蔵垣多目的集会センター	298	㎡	市民文化系施設	無償譲渡	令和3年度
木の香る小城交流促進センター	285	㎡	市民文化系施設	無償譲渡	令和3年度
旧 おおや焼工房・門野陶芸館	256	㎡	その他	除却	令和3年度
関宮公民館（関宮山村開発センター）	1,496	㎡	市民文化系施設	除却	令和3年度
和田多目的集会センター「和田会館」	191	㎡	市民文化系施設	無償譲渡	令和3年度
八鹿公民館（八鹿公民館）	1,481	㎡	市民文化系施設	除却	令和4年度
八鹿公民館（八鹿文化会館）	2,430	㎡	市民文化系施設	除却	令和4年度
建屋診療所	227	㎡	病院施設	除却	令和4年度
大谷診療所（診療所）	460	㎡	病院施設	除却	令和4年度
大谷診療所（医師住宅）	220	㎡	病院施設	除却	令和4年度
坂ノ谷団地（1棟(5戸)）	353	㎡	公営住宅	除却	令和5年度
羽山団地（4棟(3戸)）の一部	197	㎡	公営住宅	除却	令和5年度
羽山団地（物置）	10	㎡	公営住宅	除却	令和5年度
旧出合幼児センター（屋外倉庫棟）	12	㎡	その他	除却	令和5年度
旧 さつき福祉会所有施設（さわらび）	187	㎡	その他	除却	令和5年度
関宮地域局（旧関宮地域局舎）	1,026	㎡	行政系施設	除却	令和6年度
関宮地域局（旧水道事業所）	505	㎡	行政系施設	除却	令和6年度
関宮地域局（倉庫）	14	㎡	行政系施設	除却	令和6年度
合計	23,225	㎡			

資料：養父市公共施設等総合管理計画（令和5年11月改訂）及び養父市財産台帳（令和7年3月末時点）から除却・譲渡した建築物を抽出して整理

※表示している数量については、小数点以下を表示していないため、各施設の合計と一致しない場合があります。

図表 2-10 (2) 新規整備又は取得した公共建築物 (H28～R6 年度末時点)

施設名	数量	単位	大分類	異動理由	異動年度
口大屋消防車庫(大屋特設第1分団)	49	m <sup>2</sup>	行政系施設	有償取得	令和3年度
YB ファブホール棟	3,338	m <sup>2</sup>	市民文化系施設	有償取得	令和3年度
YB ファブ図書館棟	866	m <sup>2</sup>	市民文化系施設	有償取得	令和3年度
関宮消防車庫トイレ増築	2	m <sup>2</sup>	行政系施設	有償取得	令和5年度
轟消防車庫	8	m <sup>2</sup>	行政系施設	有償取得	令和5年度
丹戸消防車庫トイレ増築	2	m <sup>2</sup>	行政系施設	有償取得	令和5年度
出合診療所	285	m <sup>2</sup>	病院施設	有償取得	令和5年度
ほっとステーション	169	m <sup>2</sup>	子育て支援施設	有償取得	令和5年度
旧正垣家住宅 母屋	159	m <sup>2</sup>	社会教育系施設	無償取得	令和5年度
旧正垣家住宅 土蔵	36	m <sup>2</sup>	社会教育系施設	無償取得	令和5年度
旧正垣家住宅 倉庫(木屋)	46	m <sup>2</sup>	社会教育系施設	無償取得	令和5年度
旧正垣家住宅 倉庫(便所等)	40	m <sup>2</sup>	社会教育系施設	無償取得	令和5年度
奥米地消防車庫	20	m <sup>2</sup>	行政系施設	有償取得	令和6年度
大谷消防車庫	41	m <sup>2</sup>	行政系施設	有償取得	令和6年度
防災倉庫	67	m <sup>2</sup>	行政系施設	有償取得	令和6年度
青谿書院休憩所	93	m <sup>2</sup>	社会教育系施設	有償取得	令和6年度
合計	5,222	m <sup>2</sup>			

資料：養父市財産台帳（令和7年3月末時点）から新規取得した建築物を抽出して整理

※表示している数量については、小数点以下を表示していないため、各施設の合計と一致しない場合があります。

公共建築物の延床面積の増減 (H28～R6 年度)

H27 年度 (H28.3)		H28～R6 年度		H28～R6 年度		R6 年度 (R7.3)
延床面積	+	新規取得 面積	-	除却等 面積	=	延床面積
25.9 万m <sup>2</sup>		0.5 万m <sup>2</sup>		2.3 万m <sup>2</sup>		24.1 万m <sup>2</sup>

## 2.人口及び財政の状況

### (1) 人口推移と将来見通し

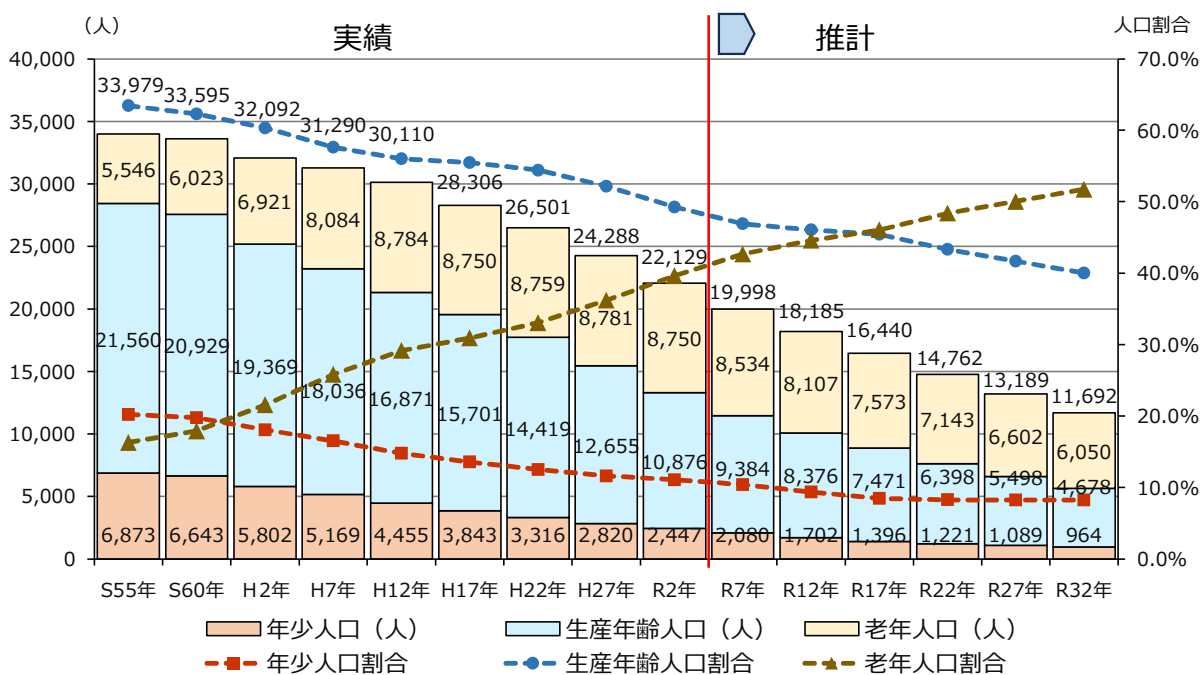
本市の人口は、令和2年国勢調査人口によると22,129人となっています。

令和5年12月に公表された国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の地域別将来人口推計によると、今後も人口減少傾向は継続すると見込まれており、令和2年から令和32年までの30年間で10,437人減少し、総人口は11,692人になると予測されています。

また、年齢3区分別人口の構成をみると、令和2年から令和32年にかけて、年少人口は11.1%から8.2%に、生産年齢人口は49.3%から40.0%にそれぞれ低下する一方、老年人口は39.6%から51.8%に上昇すると見込まれています。このことから、人口減少が進む中で、人口構成における高齢者の割合が高まり、高齢化が一層進行することが予測されます。

これまで人口の増加や行政需要の拡大を背景に整備されてきた公共施設等については、今後の人口減少や少子高齢化の進行を踏まえ、施設の総量や配置、機能のあり方を見直しながら、公共施設の適正配置や統廃合の検討が重要となります。

図表 2-11 人口推移と推計



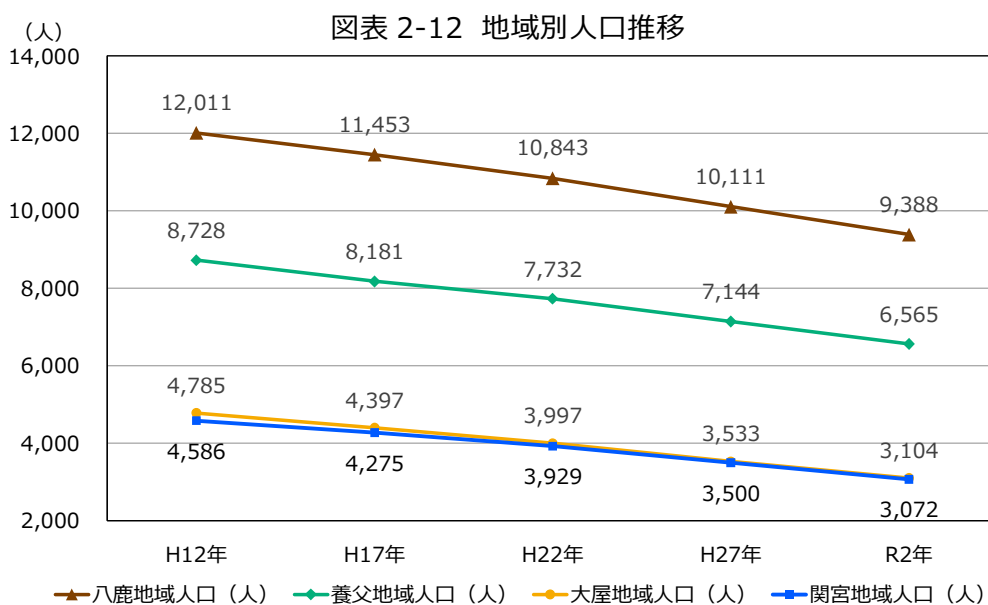
資料：令和2年までは国勢調査、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計（令和5年12月）による。

注：総人口には年齢不詳も含まれている。年齢3区分別人口割合は年齢不明を除いた人口総数を「100」としている。

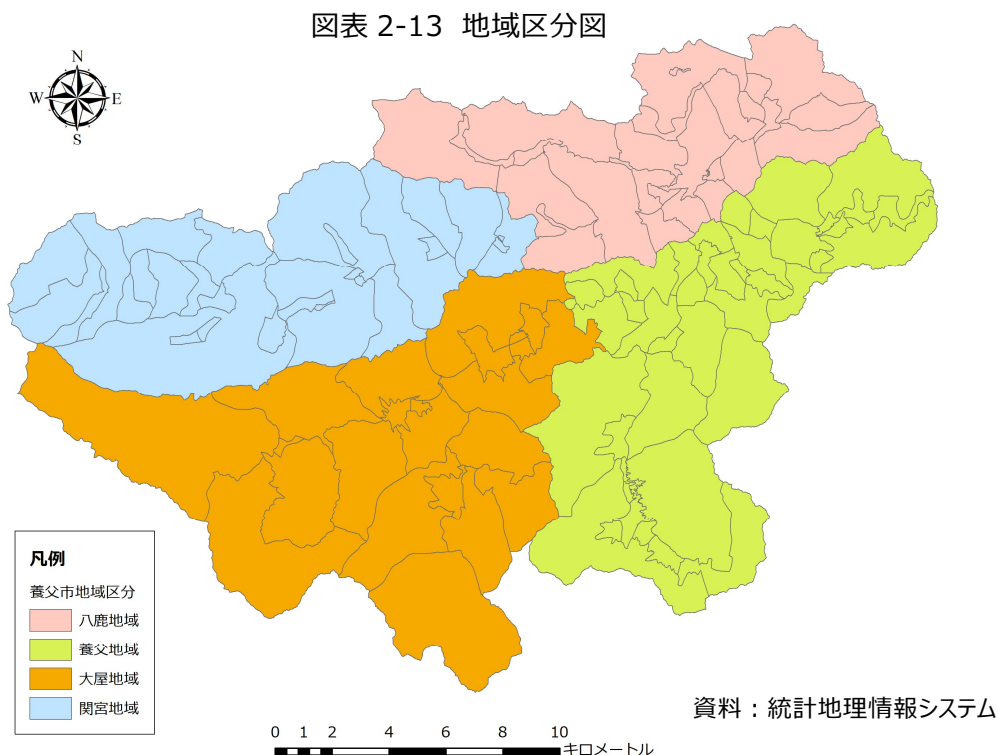
本市の令和 2 年における地域別の人口をみると、八鹿地域が最も多く 9,388 人で、関宮地域が最も少ない 3,072 人となっています。

平成 12 年から令和 2 年までの 20 年間の地域別人口の推移を見ると、すべての地域で減少しており、八鹿地域は 21.8%減少、養父地域は 24.8%減少、大屋地域は 35.1%減少し、関宮地域は 33.0%減少しており、大屋地域及び関宮地域で人口減少率が大きく、地域によって人口減少の進行状況に差が見られます。

このように地域によって人口規模や人口減少の状況が異なることから、公共施設の配置や機能についても、地域の実情を踏まえた検討が必要となります。



資料：国勢調査



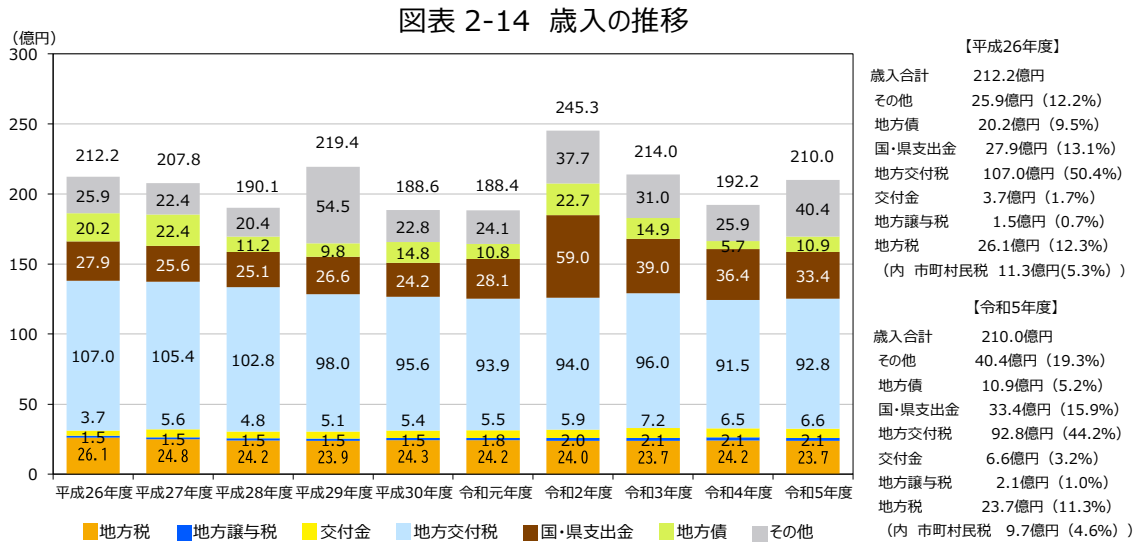
## (2) 財政の現況

本市の歳入は、令和 2 年度を除き、約 190 億円から 220 億円で推移しています。

歳入の内訳を見ると、地方交付税の割合が最も高く、令和 5 年度は 44.2%を占めています。

一方、主な自主財源である地方税収入は概ね 25 億円前後で推移しており、令和 5 年度の割合は 11.3%にとどまっています。

地方税収入のうち、市町村民税もゆるやかに減少しており、今後、本市の人口が減少するとさらなる自主財源が厳しくなることが想定され、地方交付税等への依存度が高くなることが想定されます。

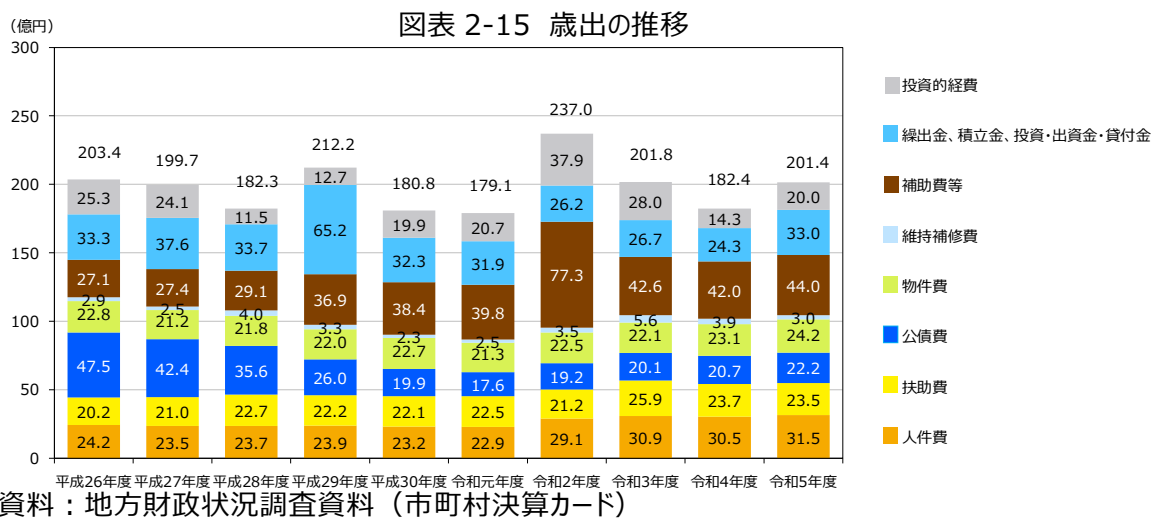


資料：地方財政状況調査資料（市町村決算カード）

本市の歳出は、令和 2 年度を除き約 180 億円から約 210 億円で推移しています。

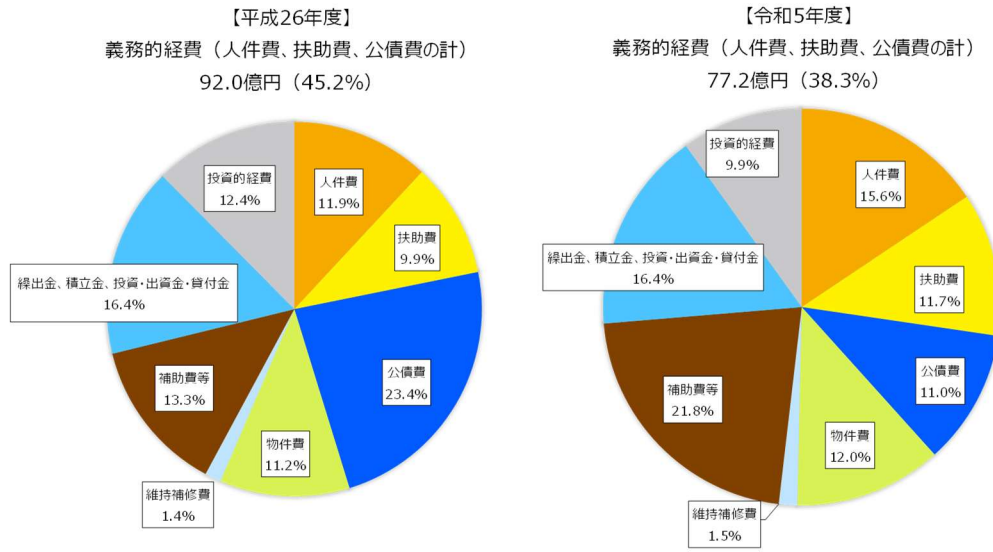
歳出の内訳を見ると、義務的経費（人件費・扶助費・公債費）は、平成 26 年度から令和 5 年度にかけて約 15 億円の減少となっており、割合も約 7 ポイント低下しています。この背景には積極的な繰上償還の実施による公債費の削減や行政改革の取組などがあげられます。

しかしながら、大規模事業等による公債費が増加傾向にあるとともに、人件費の増加が見込まれ、公共施設等にかかる維持補修費や投資的経費は、厳しいものになると想定されます。



資料：地方財政状況調査資料（市町村決算カード）

図表 2-16 歳出の内訳比率



資料：地方財政状況調査資料（市町村決算カード）

### 3. 公共施設等の将来更新費用の見直し

公共施設等の修繕・更新等に係る中長期的な経費の試算については、地方公共団体における個別施設計画の充実・見直しを支援することを目的として、文部科学省が委託事業として実施した「学校施設の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に関する調査研究」で公表された付属プログラム「学校施設の維持・更新コスト試算ソフト」（令和 5 年 3 月）を用いて将来の施設更新費用の見直しを試算しました。

図表 2-17 建築物の更新費用の計算条件

建替え (更新)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来型：建築後 50 年で同規模建替え、工事期間 2 年</li> <li>・長寿命化型：建築後 80 年又は 70 年で同規模建替え、工事期間 3 年</li> <li>・建替え単価：400 千円/m<sup>2</sup>（解体費込み）</li> <li>※建替え単価は（付属プログラム初期値）を採用</li> </ul>
大規模改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来型：建築後 20 年と 40 年、工事期間 1 年</li> <li>※建替え単価の 25%（付属プログラム初期値）</li> </ul>
長寿命化 (大規模) 改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>長寿命化型：建築後 40 年、工事期間 2 年</li> <li>・長寿命化（大規模）改修単価：240 千円/m<sup>2</sup></li> <li>※建替え単価の 60%（付属プログラム初期値）</li> </ul>
長寿命化 (予防) 改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>長寿命化型：建築後 20 年と 60 年、工事期間 1 年</li> <li>・長寿命化（予防）改修単価：100 千円/m<sup>2</sup></li> <li>※建替え単価の 25%（付属プログラム初期値）</li> </ul>
新築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築単価：354 千円/m<sup>2</sup>、工事期間 3 年</li> <li>※令和 7 年度概算要求資料（公立文教施設整備費 校舎 RC 造の建築単価 354 千円/m<sup>2</sup>を採用</li> </ul>
解体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体単価：46 千円/m<sup>2</sup></li> <li>※解体単価は建替え単価 400 千円/m<sup>2</sup>から新築単価 354 千円/m<sup>2</sup>を差し引きして、46 千円/m<sup>2</sup>とした。</li> <li>・なお、上記解体単価は令和 7 年度国土交通省住宅局所管事業に係る標準建設費に示されている非木造建築物の除却単価上限値（47 千円/m<sup>2</sup>）とほぼ一致する。</li> <li>・工事期間は 1 年とし、解体時期は予定年度とする。また、用途廃止後、解体時期が不明な建物は建築後 80 年又は 70 年で解体工事を設定する。</li> </ul>

## (1) 公共建築物の更新費（従来型：同規模で全て更新する場合）

公共建築物について、現在保有している施設をすべて維持し続けた場合に必要となる建物更新費を試算しました。

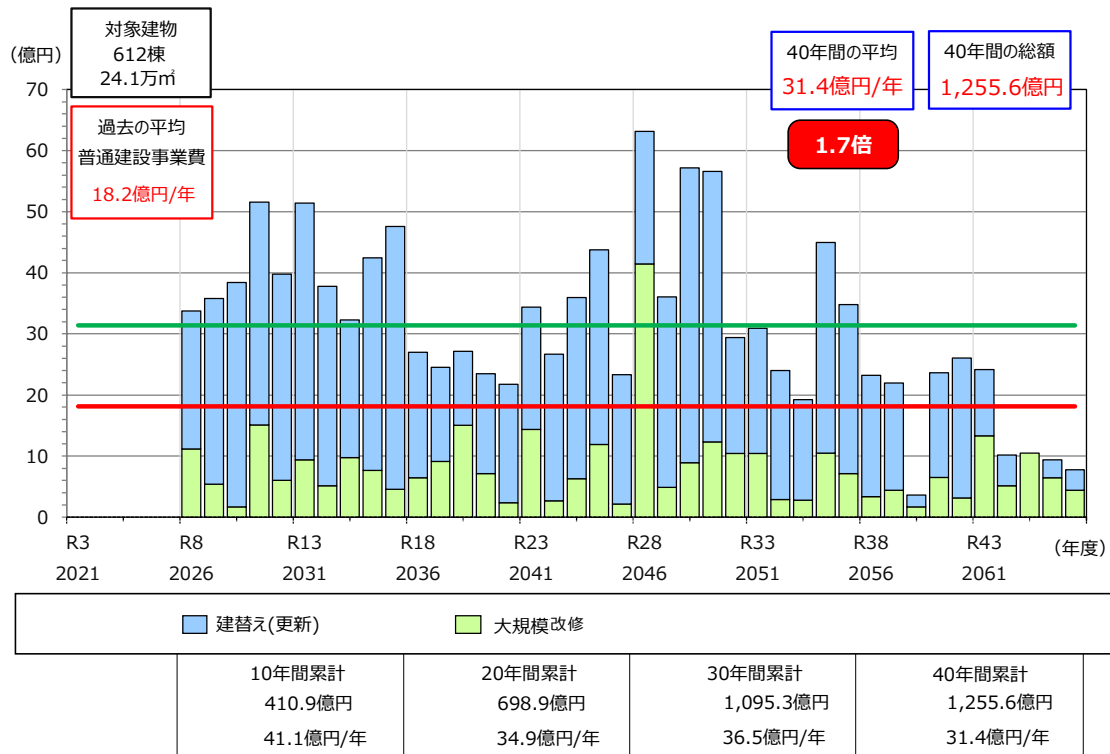
その結果、令和 8 年度から令和 47 年度までの 40 年間における更新費総額は約 1,256 億円となり、年平均では約 31.4 億円が必要となる見込みです。

これは、過去の普通建設事業費（令和 3 年度～令和 6 年度）の平均 18.2 億円と比較すると、約 1.7 倍の水準となります。

このことから、現在の公共施設の保有量を前提とした場合、将来的な更新費用は財政的に大きな負担となることが想定されるため、施設の統廃合や長寿命化の推進などにより、公共施設の総量の適正化を図る必要があります。

このため、今後は公共施設等の更新費用の平準化や縮減を図るとともに、計画的な施設管理を進めていくことが重要となります。

図表 2-18 今後の維持・更新コスト（従来型：同規模で全て更新する場合）



資料：「学校施設の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に係る解説書（令和 5 年 3 月）」  
 付属ソフトによる試算結果図

図表 2-19 近年の普通建設事業費の推移（千円）

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	平均
2,736,495	1,370,698	1,726,209	1,426,619	1,815,005 約 18.2 億円

資料：地方財政状況調査資料（市町村決算カード）

## (2) 公共建築物の更新費（長寿命化及び集約再編を推進する場合）

計画対象の公共建築物について、従来の建替え主体の管理から、適切な予防保全を実施することにより建築物の長寿命化を図ることとし、施設の利用状況や将来需要を踏まえた集約再編や、利用見込みの低い施設の廃止・解体を推進することとし、建築物の建替え（更新）時期を目標耐用年数 80 年又は 70 年とした場合の更新費用を試算しました。

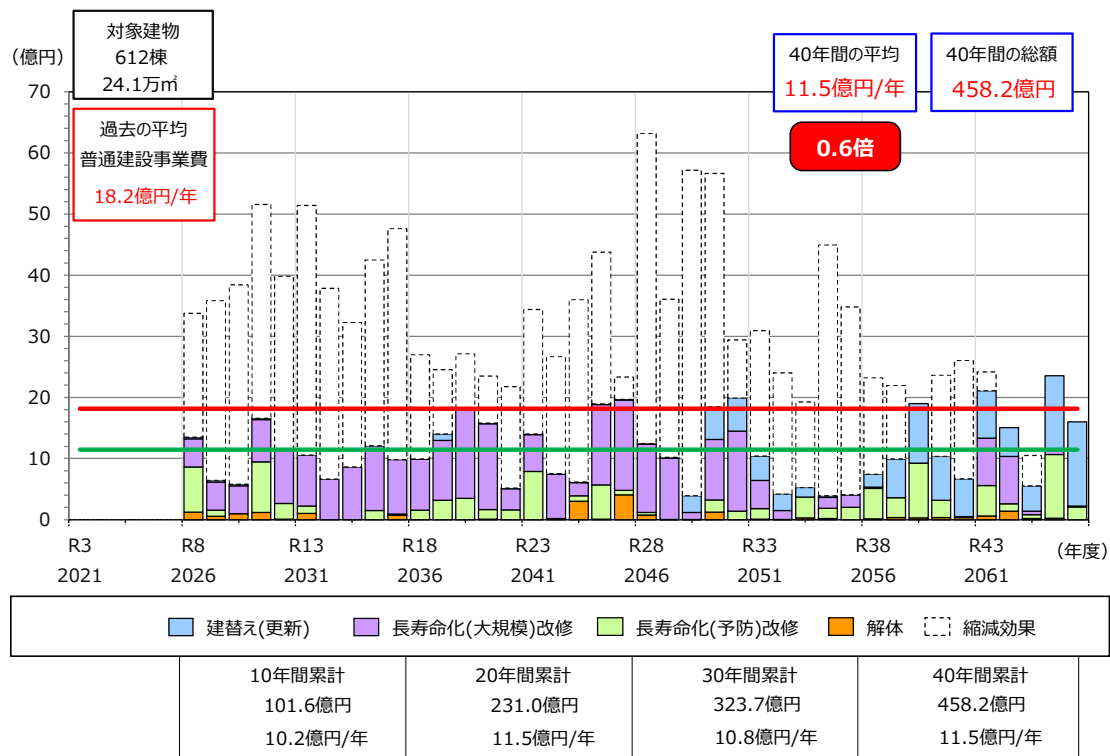
その結果、令和 8 年度から令和 47 年度までの 40 年間における更新費総額は約 458 億円となり、年平均では約 11.5 億円が必要となる見込みです。

これは、過去の普通建設事業費（令和 3 年度～令和 6 年度）の平均 18.2 億円と比較すると、約 0.6 倍の水準となります。

また、計画対象施設をすべて従来型で建替え維持する場合と比較すると、40 年間の総額で約 798 億円、年平均では約 19.9 億円の縮減が期待できる見込みです

このことから、公共施設の長寿命化を推進することは、更新費用の縮減及び平準化を図るうえで有効な手法であると考えられます。

図表 2-20 今後の維持・更新コスト（長寿命化及び集約再編を推進する場合）



資料：「学校施設の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に係る解説書（令和 5 年 3 月）」  
付属ソフトによる試算結果図

### (3) インフラ資産の更新費

#### ①道路

本市が管理する道路は、市道、農道、林道を含め総延長約 662.7km となっており、市民生活や地域経済を支える重要な社会基盤となっています。

道路施設の更新費用については、総務省が示す「公共施設等更新費用試算ソフト」に準拠し、道路の舗装面積に更新単価を乗じる方法により試算しています。

本市の道路延長及び幅員から算出した道路面積は約 2,725 千㎡（市道における道路部面積：2,417 千㎡、農道における道路部面積：約 308 千㎡）となっており、この道路面積に対して舗装の更新単価を設定し、一定周期で舗装の更新が実施されるものとして将来の更新費用を算定します。

道路舗装の更新周期を 15 年と設定し、更新単価を 4,700 円/㎡として試算しました。

この前提に基づき試算した結果、今後 40 年間の道路舗装の更新費用は約 341.5 億円となり、年平均では約 8.5 億円の更新費用が必要になると見込まれます。

本試算は、将来の更新費用の規模を把握するための機械的試算であり、実際の事業実施にあたっては、施設の劣化状況や優先度等を踏まえて計画的に更新を行います。

表 2-21 今後の維持・更新コスト（道路）

区分	①道路部 面積 千㎡	②舗装 更新単価 円/㎡	③年平均更新費 (15年周期) ①×②÷15年	④更新費 (40年間) ③×40年
市道	2,417	4,700	757,327 千円	30,293 百万円 (約 302.9 億円)
農道	308	4,700	96,507 千円	3,861 百万円 (約 38.6 億円)
計	2,725	-	853,833 千円	34,153 百万円 (約 341.5 億円)

※舗装更新単価：一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）が作成した「公共施設等更新費用試算ソフト」仕様単価

※市道の道路部面積：R6 年度道路施設現況調査（道路現況（総括）台帳）掲載値

※農道の道路部面積：(R6.8 現在)農道台帳、農道延長総括表から幅員 4.0m以上の実延長×4.0mで算出

※林道については未舗装とし舗装更新費用の算定対象外とした。

## ②橋梁

本市が管理する橋梁（橋長 2m以上）は、道路橋を中心に 642 橋となっています。

橋梁は、道路ネットワークを構成する重要な社会基盤であり、市民生活や地域経済活動を支える基幹的なインフラとなっています。

本市における橋梁の維持修繕費用については、個別施設計画である「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な点検・修繕を実施することを前提として試算しています。

橋梁長寿命化修繕計画では、定期点検結果に基づき各橋梁の健全度を把握するとともに、予防保全型の維持管理への転換を図ることで、従来の事後保全型に比べてライフサイクルコストの縮減及び平準化を図ることとしています。

本計画においては、当該長寿命化修繕計画で設定している今後の維持修繕費用を基礎として将来にわたる必要経費を見込んでおり、今後 100 年間の維持修繕費用は約 134.8 億円、年平均では約 1.3 億円と見込まれます。

なお、これらの費用は、現時点における点検結果や劣化状況に基づく計画値であり、今後の劣化の進行状況や交通条件の変化、点検結果の更新等により変動する可能性があります。このため、定期的な点検結果を踏まえ、適宜計画の見直しを行いながら、効率的かつ計画的な維持管理に努めていきます。

また、予防保全型の維持管理を推進することにより、突発的な大規模修繕の発生を抑制し、将来負担の軽減と財政支出の平準化を図ります。

表 2-22 今後の維持・更新コスト（橋梁）

項目	今後 100 年間の総費用	備考
対症療法型	約 36,053 百万円(360.5 億円)	対症療法的な補修や架替え
長寿命化修繕計画	約 13,484 百万円(134.8 億円)	計画的な修繕
コスト削減額	約 22,569 百万円(225.7 億円)	コスト削減率約 63%

※長寿命化修繕計画の費用には架替費用は計上していない。

資料：橋梁長寿命化修繕計画（令和 6 年 3 月）

### ③水道施設

令和 7 年 11 月に策定した水道事業経営戦略では、計画期間である令和 7 年度から令和 16 年度までの投資財政計画（建設改良費）が示されています。

この計画によると、建設改良費は年平均約 3.9 億円となっており、この水準で投資を継続した場合、40 年間では約 154 億円の更新費用が必要になると想定されます。

このことから、水道施設についても今後多額の更新費用が必要となることを見込まれるため、計画的な施設更新と事業経営の健全化を図りながら、持続可能な水道事業の運営を進めていく必要があります。

なお、水道事業経営戦略における計画期間（令和 7 年度～令和 16 年度）の建設改良費は次のとおりです。

図表 2-23 水道事業経営戦略 投資財政計画より抜粋 千円

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
建設改良費	245,268	451,979	420,966	383,154	399,245	534,038	371,333	353,818	335,171	365,127

R7～R16 年度の平均投資額：386,010 千円／年（約 3.9 億円）

この平均投資額を基に 40 年間の更新費用を試算すると、

40 年間：386,010 千円×40 年 = 15,440,396 千円（約 154 億円）

となります。

### ④下水道施設

令和 7 年 11 月に策定した下水道事業経営戦略では、計画期間である令和 7 年度から令和 16 年度までの投資財政計画（建設改良費）が示されています。

この計画によると、建設改良費は年平均約 5.3 億円となっており、この水準で投資を継続した場合、40 年間では約 210 億円の更新費用が必要になると想定されます。

下水道施設についても、今後、老朽化に伴う更新費用の増加が見込まれることから、ストックマネジメントの考え方に基づき、計画的な施設更新と費用の平準化を図る必要があります。

なお、下水道事業経営戦略における計画期間（令和 7 年度～令和 16 年度）の建設改良費は次のとおりです。

図表 2-24 下水道事業経営戦略 投資財政計画より抜粋 千円

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
建設改良費	312,997	244,379	239,495	644,613	630,732	652,854	652,977	645,602	653,229	578,357

R7～R16 年度の平均投資額：525,524 千円／年（約 5.3 億円）

この平均投資額を基に 40 年間の更新費用を試算すると、

40 年間：525,524 千円×40 年 = 21,020,940 千円（約 210 億円）

となります。

#### (4) 公共建築物とインフラ資産の更新費のまとめ

公共建築物について、従来の建替え主体の管理から転換し、適切な予防保全の実施による建築物の長寿命化を図るとともに、施設の利用状況や将来需要を踏まえた集約再編を推進し、あわせて利用見込みの低い施設については廃止・解体を進めることを前提とした場合、令和8年度から令和47年度までの40年間で必要となる更新費用は約458億円となります。

これは、従来型の更新費（約1,256億円）と比較すると、約798億円の縮減となります。

また、年平均の更新費で見ると、従来型が31.4億円であるのに対し、長寿命化及び集約再編を推進した場合は11.5億円となり、年平均で約19.9億円の縮減となります。

一方、インフラ資産を含めた年平均更新費は30.5億円となり、過去の普通建設事業費（令和3年度～令和6年度平均）の18.2億円と比較すると、約1.7倍の水準となります。このことから、将来的には財源の確保やさらなる費用抑制が課題となります。

このため、今後は公共施設等の維持・更新コストの縮減を図るとともに、施設の配置や運営、活用の観点から見直しを進め、公共建築物の保有面積の適正化を図る必要があります。

あわせて、利用を終了し役割を終えた施設については、将来の維持管理費の発生を抑える観点から、早期の解体・撤去を含めた対応を継続的に検討していくことが重要です。

このことから、公共施設等の更新費用を将来にわたり持続可能な水準に抑えるためには、長寿命化の推進に加え、施設総量の適正化を進めることが不可欠です。

図表 2-25 公共建築物とインフラ資産の更新費（長寿命化及び集約再編を推進する場合）

区分	今後40年間 (億円)	年平均 (億円)	備考
公共建築物	1,255.6	31.39	従来型(建替え)の場合
公共建築物	458.2	11.46	長寿命化及び集約再編を推進する場合
インフラ資産	760.0	19.00	個別施設計画による更新費の見込み
（道路）	(341.5)	(8.54)	100年間(134.8億円)
（橋梁）	(53.9)	(1.35)	
（水道施設）	(154.4)	(3.86)	
（下水道施設）	(210.2)	(5.26)	
合計	1,218.2	30.46	公共建築物+インフラ資産

## 4.公共施設等に関する課題

### (1) 公共施設等の現況と老朽化の進展

本市の公共施設等は、昭和 50 年代から平成 10 年代にかけて整備されたものが多く、建築後 30 年以上を経過した施設の割合が高くなっています。今後はこれらの施設が更新時期を迎えることから、老朽化対策や改修・更新に要する費用の増加が見込まれます。

また、施設の老朽化が進行すると、維持管理コストの増加や安全性の低下、設備性能の劣化などが懸念されます。近年では耐震性能の確保、バリアフリー化、設備更新などへの対応も必要となっており、施設の維持管理にかかる負担は今後さらに増大することが想定されます。

このため、施設の状態を適切に把握し、予防保全型の維持管理や計画的な改修を行うことにより、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減を図ることが重要となっています。

### (2) 人口減少・少子高齢化に伴う需要変化

今後、本市では人口減少や少子高齢化の進行に伴い、公共施設の利用者数や利用者の年齢構成が大きく変化することが見込まれます。特に学校施設や子育て関連施設では利用者の減少が見込まれる一方で、高齢者福祉や健康増進などの分野では需要の増加が想定されます。

また、地域によって人口減少の進行状況や年齢構成が異なることから、公共施設の利用状況にも地域差が生じることが想定されます。

このため、将来の人口分布や年齢構成の変化を踏まえ、公共サービスの需要を的確に把握するとともに、公共施設の配置や規模の適正化を図る必要があります。あわせて、施設の多機能化や複合化を進めるなど、地域の実情に応じた効率的な施設配置を検討することが求められます。

### (3) 財政制約と将来負担

本市の歳入の主な財源は地方交付税であり、全体の約 44%を占めています。一方、自主財源である地方税収入は約 11%にとどまり、人口減少等の影響により今後も減少する可能性があります。

歳出面では、少子高齢化の進行に伴い扶助費が増加しているほか、公債費などの義務的経費も増加傾向にあり、公共施設等の維持管理や更新に充てることができる財源は今後さらに制約されることが想定されます。

このため、公共施設等の維持更新にあたっては、施設の長寿命化を推進するとともに、施設規模の適正化や集約化・複合化を進めることにより、維持管理コストの縮減を図る必要があります。

また、民間活力の活用や施設運営の効率化など、多様な手法を検討しながら持続可能な施設管理を進めていくことが重要です。

### (4) 施設利用の低下、機能の重複

本市では、過去の市町合併等の経緯により、同様の機能を有する公共施設が複数存在している場合があります。人口減少が進む中で、施設の利用者数は減少傾向にあり、施設によっては利用率の低下が見られる状況となっています。

このような状況を踏まえ、施設の利用状況や維持管理コスト、老朽化の状況などを総合的に把握し、

必要性の低い施設や機能が重複している施設については、統合や用途転換、廃止などを含めた見直しを検討する必要があります。

また、地域コミュニティの維持や公共サービスの確保に配慮しながら、施設の複合化や多機能化を進め、限られた施設を有効活用していくことが求められます。

## （５）現状や課題に関する基本認識

本市では、今後も少子高齢化の進行と人口減少が続くことが見込まれています。生産年齢人口の減少は税収の減少につながる一方で、高齢者人口の増加に伴い、社会保障関係経費などの支出は増加することが想定されます。

一方、多くの公共施設等が今後更新時期を迎えることから、施設の改修や更新に必要な費用の増加が見込まれます。上下水道などのインフラ施設も含め、既存施設を耐用年数まで使用し、同規模で更新することを前提に試算すると、今後 40 年間で必要となる維持更新費用は総額 1,256 億円、年平均 31.4 億円となっています。

この試算は、一定の前提条件に基づくものであり、実際には施設の統廃合や長寿命化などの取組により一定の抑制が可能と考えられますが、将来的に多額の維持管理コストが必要となるが見込まれます。

このため、厳しい財政状況の中で公共サービスを持続的に提供していくためには、施設の長寿命化を図るとともに、施設総量の適正化や計画的な更新を進め、効率的な公共施設マネジメントを推進していくことが重要です。

また、近年では脱炭素化やデジタル化への対応も求められていることから、施設更新の際には省エネルギー化や設備の高度化などを視野に入れた取組を進めていく必要があります。

## 第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

### (1) 基本方針

公共施設等は、市民生活を支える重要な社会基盤である一方で、その整備や維持管理には多額の財政負担を伴います。今後、本市では人口減少や少子高齢化の進行により税収の減少が見込まれる一方で、老朽化した公共施設等の更新時期が集中することから、施設の維持管理や更新に要する財政負担の増大が懸念されます。

このため、公共施設等の整備や管理運営にあたっては、中長期的な視点に立ち、まちづくり計画や行政改革大綱などの関連計画との整合を図りながら、計画的かつ効率的な施設管理を推進することが重要となります。

また、公共施設等の管理にあたっては、施設のライフサイクル全体を通じたコスト（ライフサイクルコスト）を意識し、予防保全型の維持管理や計画的な改修・更新を行うことにより、施設の長寿命化と維持管理コストの縮減を図ります。

さらに、人口減少や施設利用状況の変化を踏まえ、公共施設の総量の適正化を図るとともに、施設の集約化や複合化、多機能化を進めることで、公共サービスの維持・向上と効率的な施設運営の両立を目指します。

これらの取組を着実に推進するため、予算編成段階から関係部署間の連携を強化し、公共施設に関する情報を共有するとともに、全庁的なマネジメント体制を構築します。また、職員一人ひとりが施設の維持管理コストや財政状況を意識した行政運営を行うことで、公共施設等を総合的かつ計画的に管理していきます。

### (2) 数値目標

平成28年に策定した「養父市公共施設等総合管理計画」においては、同等規模自治体の市民一人当たり公共建築物延床面積の全国平均が5.24㎡/人であるのに対し、本市では10.11㎡/人と約1.9倍の水準であったことから、公共建築物の総量を段階的に縮減し、最終的に約48%の縮減を目標として設定しています。

公共建築物の総量を同等規模の自治体レベルまで削減するため、総延床面積の約48%削減を引き続き本計画の目標値に設定することとします。

なお、その後の人口減少の進行や施設整備の状況などにより、公共施設を取り巻く状況は変化しています。

令和7年3月時点における公共建築物の延床面積は約24.1万㎡となっており、当初の縮減目標である21.9万㎡と比較して約2.2万㎡上回る状況となっています。

図表 3-1 公共建築物の縮減目標

期間	期間削減率	延床面積(万㎡)	市民一人当たり延床面積(㎡/人)	削減率累計
平成28～令和7年度	15%	25.8→21.9	10.11→8.59	15%
令和8～令和17年度	15%	21.9→18.6	8.59→7.30	28%
令和18～令和27年度	15%	18.6→15.8	7.30→6.20	39%
令和28～令和37年度	15%	15.8→13.5	6.20→5.28	48%

注：市民一人当たり面積の考え方は、平成 26 年 12 月末時点人口を基準に算定

また、令和 8 年 1 月 1 日時点の住民基本台帳人口は 20,485 人となっており、目標設定時と比較して人口は減少しています。今後も人口減少が進むことが見込まれることから、市民一人当たり延床面積は人口動向により変動する指標となります。

さらに、全国の自治体においても公共施設の総量縮減や統廃合の取組が進められており、自治体全体の施設量や人口規模も今後変化していくことが想定されます。

このため、本計画の推進にあたっては、当初設定した延床面積の縮減目標を基本としたうえで、公共建築物の延床面積の総量、市民一人当たり延床面積、施設利用状況や維持管理コストなどを総合的に勘案しながら、公共施設の適正配置と総量の適正化を進めていくものとします。

併せて、公共サービスの維持・向上を図りながら、施設の統廃合や集約化・複合化、長寿命化を進めることとします。

## 第4章 公共施設等の管理に関する実施方針

### (1) 点検・診断等の実施方針

本市では、まち整備部（土地利用未来課）の建築担当職員により、平成25年度及び平成26年度に公共建築物の外観目視及び立入調査を実施し、安全面、機能面、環境面等の項目について評価を行ってきました。

今後とも、公共施設等の主要な施設について、法定点検に加え、必要に応じて任意の点検を実施し、可能な限り、施設設備の劣化状況や安全性等の把握に努めることとします。

また、その結果をもとに、施設の利用状況や効用等を総合的に勘案し、各施設の保全対策の優先度を判断することとします。さらに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報は出来るだけ蓄積し、総合管理計画の見直しに反映させるとともに、点検・診断、修繕、更新を計画的に実施する「メンテナンスサイクル」の確立を目指すこととします。

### (2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設等をできる限り長く使用することを基本とし、維持管理、修繕、更新等に当たっては、利用状況や老朽度合等を総合的に勘案して実施することとします。

また、大規模な修繕や更新の発生をできるだけ抑制するため、施設の特性を踏まえ、安全性や経済性に配慮しながら、損傷等が軽微な段階で予防的な修繕等を実施する「予防保全型維持管理」の考え方を踏まえ、施設機能の保持・回復を図ります。

### (3) 安全確保の実施方針

公共施設等の管理においては、利用者の安全を確保し、施設が必要な機能を確実に発揮し続けることが重要です。また、事故・事件・災害が発生した場合においても、被害を最小限に抑え迅速に復旧できる体制を平常時から整備しておくことが求められます。

これまで、本市では劣化や故障が発生してから対応する事後保全型の対応が中心であったため、標準的な更新年数を超過した施設も存在しています。

今後は、外壁の落下や防災設備の故障など、利用者の安全確保に直結する事項については速やかに対策を講じ、施設を安全な状態で維持しながら、公共サービスを継続的に提供します。

また、点検・診断等により高度の危険性が認められた施設については、速やかに安全確保のための改修や長寿命化対策を実施することとします。ただし、大規模な改修を要する場合は、利用状況や設置の効果など総合的な判断のもと、廃止や機能の移転についても検討します。

### (4) 耐震化の実施方針

本市では、安心して暮らすことができる災害に強いまちづくりを進めるため、総合的な防災対策を推進し、災害時の被害軽減を図っています。

公共建築物の多くは、災害時には避難所として活用されるほか、医療機関では負傷者の治療が、庁舎では災害対策の指揮や情報収集が行われるなど、応急活動の拠点となる重要な施設です。

このため、平常時の利用者の安全確保に加え、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも、耐震化の推進に取り組む必要があります。耐震性能に課題のある施設については、緊急度や重要度を踏まえ、優先度の高いものから計画的に耐震化を進めることとします。

## (5) 長寿命化の実施方針

施設の機能不全や設備機器の劣化に対し、従来のようにすべてを個別に修繕・改修していくことは大きな財政負担を伴います。人口減少や少子高齢化の進行、厳しい財政状況を踏まえると、このような対応を継続していくことは困難です。

このため、点検・診断等により施設の状態を早期に把握し、予防的な修繕等を実施することで、事業費の大規模化や高コスト化を回避し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

また、原則として改築に代えて施設を耐用年数まで使用することを基本とし、計画的な維持管理と更新を行うことで、財政負担の抑制及び平準化を図ります。

## (6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定)において、ユニバーサルデザインによるまちづくりの考え方が示されています。

本市においても、今後維持していく公共施設等の修繕・更新・改修の際には、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、利用者の快適性や利便性の向上を図ります。

また、施設の性能や機能が使用期間を通じて安全かつ快適に維持されるよう、社会的要請や施設ニーズの変化を踏まえた改修等を実施します。

## (7) 脱炭素化の推進方針

近年、地球温暖化の進行に伴うと考えられる猛暑や暖冬、強大化する台風、線状降水帯による集中豪雨などの自然災害が全国各地で発生しています。

政府は令和 2 年 10 月、「2050 年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとするカーボンニュートラル」を目指すことを宣言しました。

本市においても、令和 5 年 6 月定例議会の市長行政報告において「2050 年ゼロカーボンシティ」を表明しています。

このため、今後維持していく公共施設等の修繕・更新・改修にあたっては、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの活用を検討し、公共施設における脱炭素化の推進を図ります。

## (8) 統合や廃止の推進方針

市民ニーズや社会情勢の変化により用途が廃止された施設や、統廃合・集約化により生じた空き施設については、可能な限り用途転用を図り、既存施設の改築費の抑制に努めます。

また、売却や貸付などにより有効活用を図り、財源確保につなげていきます。利用状況等を踏まえ必要性が低いと判断される施設については、利用者や関係者との調整を十分に行ったうえで、廃止や撤去を進めます。

さらに、集会室や会議室など類似・重複する機能を有する施設については、総合的な視点で整理し、改築や更新の際には、まちづくりとの整合性を踏まえ、公共施設等のコンパクト化や効率化の観点から、施設の統合や集約化、複合化について検討します。

## (9) 民間活力（PPP／PFI）の活用方針

公共施設等の整備や管理運営にあたっては、厳しい財政状況や人口減少の進行を踏まえ、行政だけでなく民間の資金やノウハウを活用することにより、効率的かつ効果的な施設運営を図ることが重要となります。

このため、本市では、公共施設等の整備や管理運営において、PPP（Public Private Partnership）や PFI（Private Finance Initiative）などの民間活力の活用について検討を進めます。

具体的には、施設の整備や更新の際に、指定管理者制度や PFI 方式などの導入可能性を検討するとともに、施設の維持管理や運営において民間事業者の専門的な知識や技術を活用することで、サービスの向上と維持管理コストの縮減を図ります。

また、公共施設の維持管理業務については、複数の施設の点検、保守、修繕等を一体的に管理する包括施設管理など新たな管理手法の導入についても検討し、施設管理の効率化と維持管理水準の向上を図ります。

さらに、用途廃止となった公共施設や利用率の低い施設については、民間事業者による利活用や売却・貸付なども含めた活用方法を検討し、地域活性化や財源確保につなげていきます。

今後は、施設の特長や事業規模等を踏まえながら、民間活力の導入可能性を検討し、公共サービスの質の確保に配慮しつつ、効率的な公共施設マネジメントを推進します。

## (10) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進方針

公共施設等の管理においては、施設数が多く、維持管理に関する情報也多岐にわたることから、効率的かつ適切な管理を行うためには、施設情報の一元管理とデータの活用が重要となります。

このため、本市では、公共施設に関する台帳情報や点検・診断結果、修繕履歴、維持管理コストなどの情報をデータとして蓄積し、施設管理に活用する取組を進めます。

これらの情報を活用することで、施設の状態を的確に把握するとともに、計画的な修繕や更新の判断に役立てるなど、効率的な施設マネジメントの推進を図ります。

また、施設管理に関する業務のデジタル化を進めることにより、業務の効率化や情報共有の促進を図り、全庁的な公共施設マネジメントの強化につなげていきます。

今後は、国の動向や技術の進展を踏まえながら、公共施設の管理におけるデジタル技術の活用を検討し、より効率的で持続可能な施設管理の実現を目指します。

## 第5章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### 1. 公共建築物

<b>(1) 集会施設</b> ※p4 図表 2-1 市民文化系施設			
施設数等	52 施設	延床面積	11,832 m <sup>2</sup> (5%)
主な施設	各地域ふれあい倶楽部、各地区集会所、各地区コミュニティセンターなど		
方向性	建築・更新の際の財源確保等の事情から市の施設に位置づけられていますが、行政区が所有する公民館であり、実態に合わせ、地元区と協議のうえ、準備の整ったところから譲渡を進めます。なお、地域自治協議会の事務所等は地域の活動・賑わい拠点として適切な予防保全と長寿命化に努めることとします。		

<b>(2) 市民文化施設</b> ※p4 図表 2-1 市民文化系施設			
施設数等	5 施設	延床面積	12,528 m <sup>2</sup> (5%)
主な施設	やぶ市民交流広場、みふね会館、養父公民館、大屋公民館、葛畑コミュニティセンター		
方向性	市民の文化・交流の拠点として当面維持を基本としますが、利用状況や人口動向を踏まえ、ホール機能を含む施設のあり方を早期に整理し、統廃合や機能集約を進めます。また、利用の低い施設については廃止・譲渡を検討するなど、施設総量の適正化と持続可能な運営を図ります。		

<b>(3) 博物館等</b> ※p4 図表 2-1 社会教育系施設			
施設数等	10 施設	延床面積	5,351 m <sup>2</sup> (2%)
主な施設	大屋文化交流施設木彫展示館、おおやアート村拠点施設、明延鉦山学習館 上垣守国養蚕記念館、山田風太郎記念館など		
方向性	歴史・文化資源の保存及び地域交流の拠点としての役割を踏まえつつ、利用状況や運営コストを勘案し、保存すべき施設と見直すべき施設を区分し、効率的かつ持続可能な管理運営を図ります。また、展示・交流施設については運営形態の見直しや譲渡を進めるとともに、利用が低い施設や将来的な需要が見込めない施設については廃止を検討するなど、機能の再編・集約を図ることで、持続可能な施設運営を推進します。		

<b>(4) スポーツ施設</b> ※p4 図表 2-1 スポーツ・レクリエーション系施設			
施設数等	12 施設	延床面積	28,426 m <sup>2</sup> (12%)
主な施設	都市公園施設、全天候運動場、おおよ B&G 海洋センター、関宮農林漁業者等健康増進施設、各地域コミュニティスポーツセンターなど		
方向性	市民の健康増進及び地域コミュニティの維持に資する施設である一方、人口減少や利用需要の変化を踏まえ、当面維持を基本としつつ、市全体の体育施設のあり方に関する方針を早期に策定し、これに基づき施設の再編・集約を進めます。また、利用の低い施設については計画的な廃止・譲渡を検討するなど、持続可能な施設配置の実現を図ります。		

<b>(5) レクリエーション施設・観光施設</b> ※p4 図表 2-1 スポーツ・レクリエーション系施設			
施設数等	37 施設	延床面積	19,640 m <sup>2</sup> (8%)
主な施設	若杉高原おおよスキー場、氷ノ山国際スキー場、天滝公園、森石ヶ堂古代村奥米地ほたるの里、おおよ農村公園、あけのべ自然学校、はさまじ里山の森公園、道の駅ようか（地域交流施設）など		
方向性	地域資源の活用や交流人口の創出に資する施設である一方、観光拠点としての機能を維持しつつ、利用状況や維持管理コストを踏まえ、民間活力の導入や譲渡を基本として再編を進めます。また、利用の低い施設については廃止・譲渡を検討するほか、公園やトイレ等の基盤施設は必要最低限の維持に留めることで、持続可能な観光施設の運営を図ります。		

<b>(6) 産業系施設</b> ※p4 図表 2-1 産業系施設			
施設数等	8 施設	延床面積	2,310 m <sup>2</sup> (1%)
主な施設	フルーツの里やぶ、高中そば管理直売施設、大屋野菜集出荷所、轟新規就農者技術習得管理施設、6次産業化拠点施設など		
方向性	農林業の振興や地域産業の振興に資する機能を維持しつつ、民間活力の導入や譲渡を基本として再編を進めます。また、利用の低い施設については廃止・譲渡を検討するなど、施設の集約化と効率的な運営により持続可能な施設配置を図ります。		

<b>(7) 学校施設</b> ※p4 図表 2-1 学校教育系施設			
施設数等	13 施設	延床面積	66,420 m <sup>2</sup> (28%)
主な施設	各小学校、各中学校、義務教育学校		
方向性	「第4期養父市教育振興基本計画（令和7年2月策定）」に基づき、安心・安全で質の高い学びを実現する教育環境の整備・充実を図るため、施設の長寿命化及び環境改善の計画的な実施に努めます。また、養父市教育のあり方検討委員会答申（令和7年12月19日）を考慮し、学びを支える教育施設のあり方や学校園所の適正配置のあり方について検討を進めることとします。		

<b>(8) こども園・保育所等</b> ※p4 図表 2-1 子育て支援施設			
施設数等	13 施設	延床面積	8,247 m <sup>2</sup> (3%)
主な施設	各こども園、保育所、子育て・移住サポートセンター、ほっとステーションなど		
方向性	「養父市こども計画（令和7年3月策定）」及び「第4期養父市教育振興基本計画（令和7年2月策定）」に基づき、乳幼児期の教育の充実に向けて、将来的な子どもの数の推移を見据え、持続可能な教育保育サービスを提供するために、施設の適正配置のあり方について検討を進めることとします。		

<b>(9) 保健・福祉施設</b> ※p4 図表 2-1 保健・福祉施設			
施設数等	9 施設	延床面積	6,710 m <sup>2</sup> (3%)
主な施設	八鹿老人福祉センター、エスポワールこじか、やぶ保健センター、関宮高齢者総合保健福祉センター、大屋保健センターなど		
方向性	福祉サービスの提供に必要な機能を維持しつつ、利用状況や施設の老朽化を踏まえ、統廃合や用途見直しを進め、効率的かつ持続可能な施設運営を図ります。		

<b>(10) 庁舎等</b> ※p4 図表 2-1 行政系施設			
施設数等	6 施設	延床面積	13,928 m <sup>2</sup> (6%)
主な施設	養父市役所、養父地域局、大屋地域局、関宮地域局・分館、情報センター		
方向性	市民サービスの提供及び行政運営の基盤となる施設であることから、機能の維持を最優先とし、必要な施設は適切に維持管理します。あわせて、施設の老朽化や利用状況を踏まえ、機能集約や複合化を含め、効率的な施設配置のあり方について検討を進めることとします。		

<b>(11) 消防・防災施設等</b> ※p4 図表 2-1 行政系施設			
施設数等	79 施設	延床面積	3,076 m <sup>2</sup> (1%)
主な施設	大屋川防災ステーション、消防団各分団車庫、防災倉庫、スノーステーション、除雪車車庫など		
方向性	「養父市地域防災計画（令和 4 年 2 月改訂）」及び「消防車庫更新計画（令和 2 年 3 月策定）」に基づき、災害につよいまちをつくるため、防災拠点施設や消防団拠点施設の適切な予防保全と長寿命化、更新等に努めることとします。		

<b>(12) 公営住宅</b> ※p4 図表 2-1 公営住宅			
施設数等	28 施設	延床面積	26,970 m <sup>2</sup> (11%)
主な施設	茶堂団地、九鹿団地、伊佐団地、米地第 2 団地、あららぎ団地、三宅団地、伊佐団地、大杉団地など		
方向性	「公営住宅等長寿命化計画（令和 6 年 3 月策定）」に基づき、施設の老朽化状況、入居状況、立地条件等を踏まえながら、計画的な維持管理及び適正配置を図ります。今後も一定の需要が見込まれる団地については、予防保全型の維持管理を基本とし、計画的な修繕・改善を行うことで、長寿命化を図り、引き続き活用します。また、需要の低い団地は入居者退去後に用途廃止とし、段階的な再編を進めます。		

<b>(13) 診療所施設</b> ※p4 図表 2-1 病院施設			
施設数等	5 施設	延床面積	1,555 m <sup>2</sup> (1%)
主な施設	養父歯科診療所、大屋診療所、大屋歯科診療所、出合診療所、旧出合診療所		
方向性	診療所については、地域医療の確保という観点を踏まえつつ、人口減少や医療需要の変化、医療従事者の確保状況等を考慮し、持続可能な医療提供体制の構築に向けた再編・適正配置を推進します。なお、各施設の見直しにあたっては、地域住民の医療アクセスの確保に十分配慮するとともに、近隣医療機関との連携や役割分担を踏まえ、効率的かつ持続可能な医療提供体制の構築を図ります。		

<b>(14) その他</b> ※p4 図表 2-1 その他			
施設数等	42 施設	延床面積	33,535 m <sup>2</sup> (14%)
主な施設	各企業誘致廃校、用途廃止施設など		
方向性	その他施設については、主に旧用途施設であることを踏まえ、利用状況や老朽化の程度に応じた適正な管理を行います。なお、必要な施設は当面維持する一方、低利用施設は廃止・解体又は譲渡を進めます。これらの取組にあたっては、地域ニーズやまちづくりの方向性を踏まえるとともに、跡地の有効活用について併せて検討します。		

## 2. インフラ資産

(1) 市道・橋梁		
施設数等	市道：実延長 514.9km	市道橋（橋長 2 m以上）：585 橋
主な施設	市道、橋梁	
方向性	<p>市道・橋梁については、道路ネットワークを構成する重要な社会基盤であり、市民生活や地域経済活動を支える基幹的なインフラであることから、安全性の確保を最優先とした計画的な維持管理を推進します。橋梁の維持管理にあたっては、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、定期点検結果により健全度を把握するとともに、事後保全型から予防保全型への転換を図り、損傷が軽微な段階での修繕を実施することで、ライフサイクルコストの縮減と施設の長寿命化を図ります。今後の維持管理にあたっては、点検・診断・措置・記録からなるメンテナンスサイクルを確立し、効率的かつ持続可能な管理体制の構築を図ります。</p>	

(2) 農道・林道		
施設数等	農道（幅員 4.0m 以上）：実延長 77.0km	林道：実延長 70.8km
主な施設	農道、林道	
方向性	<p>農道・林道については、農林業の生産活動を支える基盤施設であるとともに、地域の生活道路として適切に維持管理します。また、利用頻度が低い路線や、代替路が確保されている路線については、地域の実情や関係者の意向を踏まえ、維持管理水準の見直しや機能の縮小等を検討します。</p>	

(3) 水道施設		
施設数等	管路延長：395.3km	浄水場 21 箇所、配水池 62 箇所
主な施設	導水管、送水管、配水管、浄水場、配水池	
方向性	<p>水道施設については、市民生活や社会経済活動を支える重要なライフラインであることから、安全で安定した水の供給を確保するため、計画的かつ効率的な維持管理を推進します。維持管理にあたっては、「水道ビジョン」及び「水道事業経営戦略」に基づき、施設の老朽化状況や重要度を踏まえた更新・耐震化を計画的に実施するとともに、予防保全型の維持管理を基本とし、ライフサイクルコストの縮減と長寿命化を図ります。また、人口減少に伴う水需要の減少を踏まえ、施設規模の適正化や配水区域の見直し、施設の統廃合を検討し、効率的な施設配置に努めます。</p>	

(4) 下水道施設		
施設数等	管路延長：321.0km	処理場：27 箇所
主な施設	公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、小規模集合排水処理事業、コミュニティ・プラント事業に係る施設及びその他施設（浄化槽）	
方向性	<p>下水道施設及びコミュニティプラントについては、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を担う重要な生活基盤であることから、適切な維持管理と計画的な更新を推進します。維持管理にあたっては、「生活排水処理計画」及び「下水道事業経営戦略」等に基づき、施設の劣化状況や重要度を踏まえた点検・調査を実施するとともに、事後保全型から予防保全型への転換を図り、ライフサイクルコストの縮減と長寿命化を推進します。また、人口減少や処理人口の減少を踏まえ、施設規模の適正化や処理区の再編、施設の統廃合を検討し、効率的な施設配置に努めます。</p>	

## 第6章 取組体制の構築とフォローアップ

### (1) 庁内推進体制・役割分担

公共施設等の適正化を全市的かつ着実に推進していくため、本計画の進行管理は、養父市まちづくり推進本部（まちづくり推進本部会議、調整会議、庁議）で行うこととし、取り組み状況やその成果を必要に応じ、ホームページや市広報、ケーブルテレビ等を通じて公表するほか、随時、養父市行政改革推進委員会に報告し、出された意見は、出来る限りその後の取り組みに反映することとしています。

また、同本部の補助機関として、指定管理施設については「養父市公の施設指定管理者制度運用会議」、その他一般の公共施設等については「養父市公共施設等総合管理検討会議」を置き、随時、必要な調査・検討、同本部への報告・提案を行うこととしています。

その他、財産管理の統括及び公共建築物の営繕等を担当するまち整備部（土地利用未来課）をはじめ、同本部の事務局である経営企画部（経営政策・国家戦略特区課、経営総務課）、各公共建築物の所管部（所管課）、インフラ資産の所管部（所管課）など、あらゆる機関や部局で連携を図り、同本部の活動を支援することとしています。

#### 【養父市まちづくり推進本部】

名称	まちづくり推進本部会議
役割	公共施設マネジメント推進にかかる市長の意思決定を補佐する最高協議機関
構成員	市長、副市長、教育長、危機管理監、各部長等

名称	調整会議
役割	公共施設マネジメント推進にかかるまちづくり推進本部会議への付議案件についての審議、論点整理、課題抽出
構成員	副市長、経営企画部長、審議事項を所管する部局長等

名称	庁議
役割	公共施設マネジメント推進にかかる施策の総合的かつ適正な運営を図るための事務執行に必要な連絡調整
構成員	市長、副市長、教育長、危機管理監、各部長等

#### 【養父市まちづくり推進本部の補助機関】

名称	養父市公の施設指定管理者制度運用会議
役割	指定管理者制度を導入している施設の実態把握や将来に向けた市の関与のあり方、施設ごとの具体方針についての検討、方針に基づく取り組みの評価・ローリングなどの実施、まちづくり推進本部等への報告
構成員	副市長、教育長、経営企画部長、調査・検討対象となる施設を所管する部局長等

名称	養父市公共施設等総合管理検討会議
役割	一般の公共施設等の有効活用や中長期的な視点からの効率的、効果的な配置、運営のあり方、その他公共施設等の適正化のために必要な事項について、調査・検討の実施、まちづくり推進本部等への報告
構成員	副市長、教育長、危機管理監、経営企画部長、調査・検討対象となる施設を所管する部局長等

## (2) 情報基盤の整備と活用

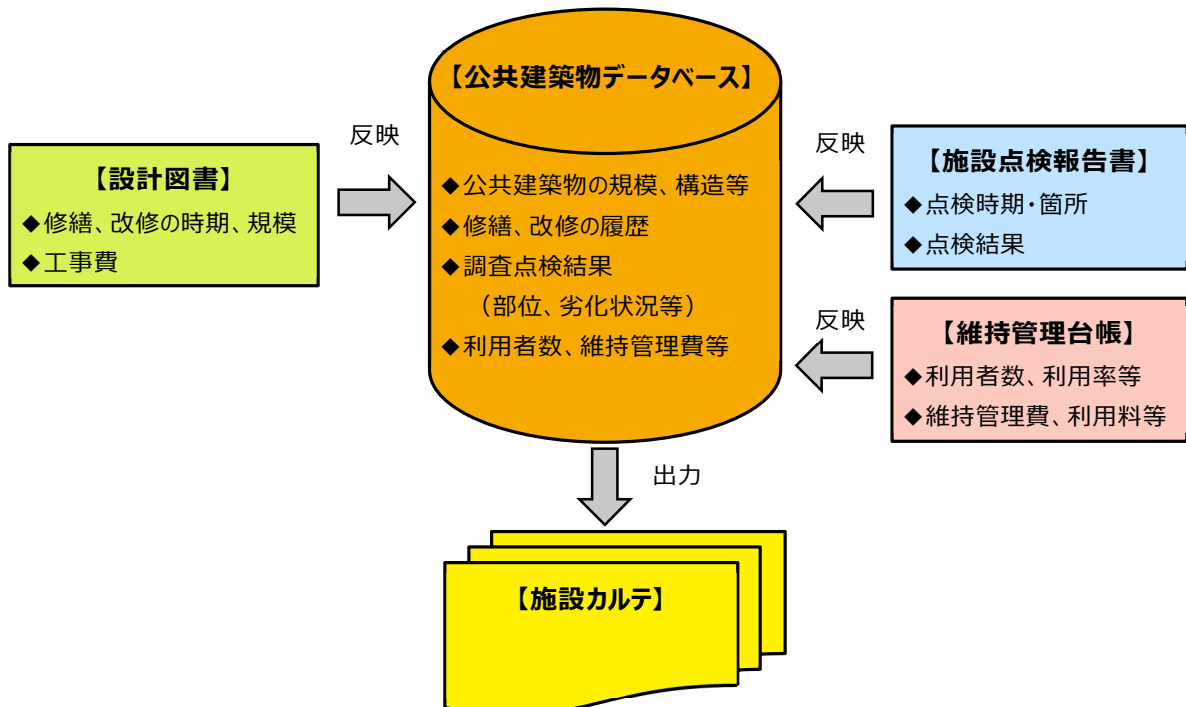
現在までに、本市自治体職員による任意の施設点検を実施し、施設の修繕や改修を実施した場合には、その履歴などの整理に努めてきました。

今後は、公共建築物の規模、構造や修繕、改修工事の履歴を可能な限り整理するとともに、将来的には、定期的な点検の実施に伴う調査結果等の情報を総括的に管理するデータベースの構築も検討することとします。

なお、これらの情報を用いて、点検における要確認箇所の把握や今後、想定される修繕・改修工事に向けた準備、施設の再編に関する検討等に活用することとします。

さらに、公共建築物の利用状況や維持管理費に要するコスト情報等も保持することにより、公共建築物の統合・廃止等の検討に役立てることとします。

図表 6-1 情報管理のイメージ



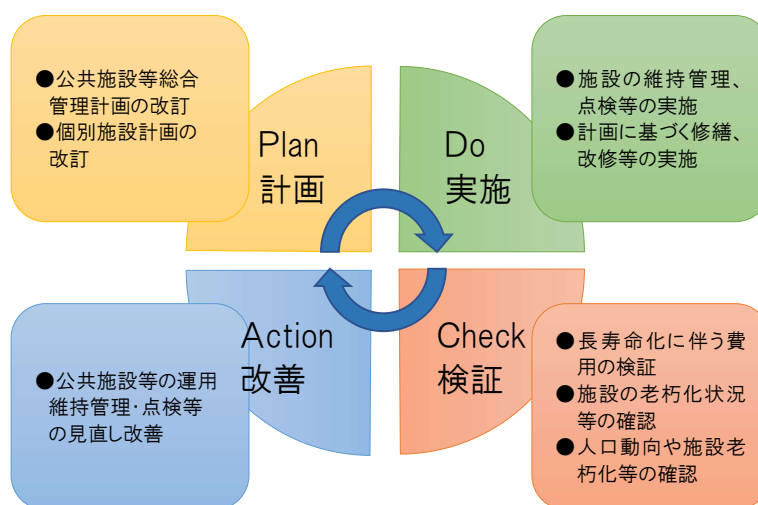
### (3) フォローアップの実施方針

本計画については、所管部署と連携して定期的に進捗確認を行うとともに、必要に応じ方針や目標の見直しを行います。

また、情報公開に努め、公共施設等の現状や課題を共有し、将来のあり方について意見交換を行いながら、計画を推進していきます。

このため、計画の進捗管理・評価・改善といった毎年度の PDCA サイクルを確立しながら計画の実効性を高めます。

図 6-2 PDCA サイクルイメージ



## 養父市公共施設等総合管理検討会議

### 【座長・委員】

職名	氏名	備考
副市長	井上 剛	座長
教育長	米田 規子	委員
危機管理監	坂本 龍二	委員
理事（技術・関宮小さな拠点担当）	雲田 裕史	委員
理事（業務改善、人材育成、教育・子育て担当） 兼 教育委員会事務局教育部長	小井塚 裕二	委員
経営企画部長	羽瀧 猛	委員
まち整備部長	柳川 武	委員
経営企画部次長 兼 経営総務課長	和田 久仁彦	委員

### 【庶務】

職名	氏名	備考
まち整備部 土地利用未来課長	江本 賢治	
まち整備部 土地利用未来課 副課長	小林 重勝	
まち整備部 土地利用未来課 主幹	濱 宏文	

## 策定経過

年月日	内 容
令和 7 年 9 月 9 日	第 1 回 養父市公共施設等総合管理検討会議 (内容) 今後の進め方、スケジュールの確認
令和 7 年 10 月 7 日 ～14 日	部局ヒアリング (第 2～4 回 養父市公共施設等総合管理検討会議) (内容) 個別施設毎に状況確認と今後の方向性についてヒアリング
令和 7 年 11 月 14 日～ 20 日	第 5～6 回 養父市公共施設等総合管理検討会議 (内容) ヒアリング結果のとりまとめ、見直し方針 (案) の調製
令和 8 年 1 月 9 日 ～16 日	部局ヒアリング結果に基づく見直し方針 (案) に対する意見照会 (内容) 部局長、各課室長への意見照会
令和 8 年 1 月 26 日	養父市公共施設等総合管理検討会議から市長へ報告
令和 8 年 3 月 24 日	養父市まちづくり推進本部付議・承認
令和 8 年 3 月 25 日 ～30 日	養父市公共施設等総合管理計画 (案) に対する意見照会
令和 8 年 3 月 31 日	養父市公共施設等総合管理計画 (令和 8 年 3 月改訂) 策定



養父市公共施設等総合管理計画

令和 8 年 3 月改訂

発行 / 養父市

編集 / 養父市まち整備部土地利用未来課